

平成26年～令和4年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	1	03_医療・福祉	村	新篠津村	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法	自営業の子どもに係る保育認定基準の明確化等	子ども・子育て支援法における未就学児の認定区分について、自営業(特に農家)の子どもの認定に際しての全国(特に農家等の自営業が多い地域)の事例周知、自営業の場合のモデルケースの周知等を求める。	当村は、自営業(農家)の方が多く、保育の必要量の認定に際し、就労により「家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」として保育認定を行う判断に苦慮している。当村としても、不公平感のないよう留意しつつ認定作業を行っているが、農家の作業時期や就労環境によっては、自宅に保護者がいる場合もあり、他の保護者から、保育所に通わせるのはおかしいのでは、といった問合せが寄せられることがある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	2	05_教育・文化	村	新篠津村	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法施行規則	保育士資格を有する者が幼稚園免許を取得する際の特例適用の明確化	幼保連携型認定こども園に従事する保育教諭の資格は、保育士の登録を受けていること及び幼稚園教諭の普通免許状を授与していることが要件とされている。現在は経過措置期間中であり、片方の資格保有者がもう片方の資格を取得する際の特例が設けられている。(分権一括法により令和6年まで延長予定) 特例を受けるための要件として、一定期間の実務経験が課せられており、保育士が幼稚園教諭の普通免許状を取得する際に考慮される実務経験については、教育職員免許法施行規則で規定されている。しかし、本施行規則は一見すると、へき地保育所での経験が含まれていないように誤解が生じるものとする。文部科学省のQ&Aではへき地保育所での経験も実務経験に含められるよう読めるが、明確に「へき地保育所での経験を含む。」と記載されておらず、地方自治体にとっては不明瞭と言わざるを得ないため、本規定の明確化を求める。	当村では、へき地保育所が地域の児童の受け入れ施設として重要な機能を果たしている。今後の村の運営体制も考えると、幼保連携型認定こども園への移行も検討の視野に上がっている。しかし、現状では保育教諭となるべき人材は限られており、資格の取得にあたっての特例は必要不可欠な状況である。そのような中、特例の実務経験の要件において、保育士が幼稚園教諭の普通免許状を取得する際の、実務経験にへき地保育所を含めることができるか明確でなく、移行したとしても人材をそのまま活用することが困難な状況となることが予想される。また、幼稚園教諭の免許保有者が保育士の資格を取得する際には、へき地保育所での勤務が経験として認められているため、事業者への説明にも苦慮している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	3	11_その他	中核市	徳島市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第22条、第23条、第24条、第25条、第30条の46、第30条の47、第30条の48、第52第2項	住民基本台帳法第52条2項に規定されている過料に処する届出項目の変更	住民基本台帳法第52条2項の過料に処する届出項目の第24条転出に(転出先が国外の場合)という文言を加える。	住民基本台帳法第52条2項「正当な理由がなくて第22条から第24条まで(以下略)の届出をしない者は、5万円以下の過料に処する」とある。各条の届について変更のあった日から14日以内に市町村長へ届け出なければならない。対象となる届出のうち、市町村を跨いだ住所変更をする場合は、「第24条転出届」、「第22条転入届」の双方を要し、新旧の各市町村に届出をしなければならない。その場合に異動日を14日以上遡及していると、双方で重複して過料の対象となっている。しかしながら、同一市町村内で届出が完結する「第23条転居届、第25条世帯変更届」については、過料が重複することはない。住民にとってはいづれも一度の引越し(変更)であるにも関わらず、一方は過料に重複して処せられ、他方は重複しないという不公平な取り扱いとなっている。また転出届は郵送による届出がみとめられているため郵送の届出が増加傾向にあり、経過申述書の提出の取り扱いに苦慮している。そこで、過料に処する届出の項目「第24条(転出)」に(転出先が国外の場合)の文言を加えることにより、重複が解消されるため、加えていただきたい。転出先が国外の場合は、転入届を行う必要がなく、一度の転出届出で手続きが完了する。過料に処せられる項目に文言を加えることにより、国内間の転出が対象から除かれるため、現在発生している転出と転入の双方での過料の重複がなくなり不公平な取り扱いが解消される。	—
R1	4	10_運輸・交通	一般市	五條市	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第20条、道路運送法施行規則第5条	タクシーの営業区域の変更に係る市町村長から国土交通大臣に対する要請権限の創設	以下の規定を、現行の道路運送法施行規則第5条に加えるよう求める。  ①市町村長は一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業)の営業区域(当該市町村の区域が含まれる部分に限る。)の変更について、当該市町村のタクシー事業者を構成員に含めた地域公共交通会議において同意を得た上で、国土交通大臣に対し、要請することができる。  ②国土交通大臣は、①の要請があった場合には、市町村長に対し①の要請についての回答をしなければならない。	本市は平成17年に一市二村(五條市、西吉野村、大塔村)が合併した結果、一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業)の営業区域が市内で2つにまたがることとなった。旧五條市地域は金剛交通圏(2社が営業)に、旧西吉野村地域及び旧大塔村地域は大台交通圏(1社が営業)に属することとなった。その後急激な人口減少の影響等もあり、平成29年、本市の大台交通圏に属するタクシー事業者が消滅した。そのため、自家用車を持たない旧西吉野村地域の住民の旧西吉野村地域内を移動する交通手段の確保に支障が生じている。(道路運送法第20条の規定により、金剛交通圏の事業者が発着ともに大台交通圏(旧西吉野村地域)での運行はできない。)現在、旧西吉野村地域内の移動については、本市ではコミュニティバス西吉野コース及びデマンド型乗合タクシーで対応しているが、いずれも特定の路線・経路しか運行することができず、また、こうした公共交通手段を用いるとしても、急峻な山間部に位置する自宅から各停留所までの移動手段がないことから、高齢者が多い旧西吉野村地域の移動をドア・ツー・ドアで担えるタクシーの運行が強く求められている。現行制度上、タクシーの営業区域の設定は地方運輸局長の専権事項であり、地域住民の移動手段の確保を担う地元市町村や当該市町村が主催する地域公共交通会議の意見を反映する仕組みが存在しない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	5	03_医療・福祉	中核市	船橋市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条、生活保護法、生活保護法施行令	生活保護費返還金等の徴収又は収納の私人委託	生活保護費返還金等(①生活保護法第63条返還金、②生活保護法第78条徴収金、③民法第703条及び地方自治法施行令第159条による戻入金)について、コンビニ収納を可能とするべく、地方自治法第243条に定める私人の公金取扱いの制限から除くため生活保護法及び生活保護法施行令に特別の定めを規定する。	【支障事例】生活保護費返還金等の納付手段は、一部金融機関での納付書払い、福祉事務所等での窓口納付、現金書留に限られているが、入院中、身体等が不自由で遠出が難しい、遠方に居住している、日中は就労している等の理由で手数料のかからない一部金融機関での納付書払いが困難な債務者が一定数いる。現金書留は手数料がかかり、福祉事務所等での窓口納付も交通費がかかるため、適正な代替手段が存在せず、債務者にとっての利便性が低い。上記理由により納付困難であるということで、債権回収の折衝が上手くいかない例もあり、収納率が向上しない一因となっている。(現に、債権回収の折衝を行う際には債務者からのコンビニ収納の要望が多々ある。)また、福祉事務所等での窓口納付については、亡失等の事故のリスクが存在しているため件数を減少させる必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>

※空白セルの案件については、措置結果(水色タイトル帯)の部分について未対応です。

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【文部科学省】 (5)教育職員免許法(昭24法147) (ii)保育士に対する幼稚園教諭免許状取得の特例(附則18項)については、へき地保育所で保育士として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明による在職年数が、最低在職年数(施行規則附則10項)に含まれることを関係機関に改めて通知するとともに、新たに免許状を取得しようとする者に周知する。 [措置済み(令和元年10月7日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)]	—	保育士に対する幼稚園教諭免許状取得の特例については、へき地保育所で保育士として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者による証明の在職年数に最低在職年数が含まれることを関係機関に改めて通知し、新たに免許状を取得しようとする者に周知した。	【文部科学省】児童福祉法施行規則の改正に伴う幼保特例対象施設について(令和元年10月7日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_2">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_2</a>	文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
—	—	—	—	—	—
5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (ii)地方運輸局長が定める一般乗用旅客自動車運送事業における営業区域の単位(施行規則5条)の変更については、地域公共交通会議における協議事項に含まれることを明確化するため、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平18国土交通省自動車局長)を改正し、地域公共交通会議における関係者の意見も踏まえながら地方運輸局が営業区域を見直した事例と併せて、令和元年度中に地方運輸局及び地方公共団体に通知する。	—	「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平18国土交通省自動車局長)を改正し、地域公共交通会議において、既存の輸送資源を活用した地域の持続可能な交通ネットワークの構築の観点から、地方公共団体の発意により、一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直しを協議事項とすることができることを明確化した。	【国土交通省】地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(令和2年3月31日付け自動車局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_4">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_4</a>	国土交通省自動車局旅客課
5【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (ii)費用返還義務(63条)、費用等の徴収(78条)等に基づき生じる債権の収納の事務については、私人に委託することを可能とする。	—	生活保護法の改正を含む第10次分権一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6月10日に公布した(生活保護法改正の施行日は令和2年10月1日)。	【厚生労働省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布について(令和2年6月10日付け厚生労働省社会・援護局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_5">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_5</a>	厚生労働省社会・援護局保護課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	6	10_運輸・交通	一般市	湯沢市、大館市、男鹿市、鹿角市、大仙市、仙北市、小坂町、三種町、羽後町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱、地域公共交通確保維持改善事業実施要領	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の要件緩和	持続可能な地域公共交通を確保するため、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の新規性要件を緩和する。	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の活用にあたっては、一定の路線再編が必須となっており、新たに運行する区間に対してのキロ要件がある。(新規性要件:既存系統と運行区間が重複していない新たな区間のキロ程が当該系統のキロ程の20%を超える場合又は3キロ以上の場合)しかしながら、山間部等においては、点在する集落を網羅する形で運行しているケースが多く、新たな経路を運行する方が非効率になる場合があり、現行のキロ要件を満たすことが困難である。  湯沢市では、これまで利用実態や利用者の要望等に応じ、運行経路等の見直しを進めてきたが、当該補助金の活用にあたっては、一定の路線再編が必須となっており、新たに運行する区間に対してのキロ要件があるため、これまで先行して効率的な路線の再編に取り組んだ地域においては、要件を満たすような今後の再編が見込めない。 また、当市の乗合タクシーは、地域の山間部等を中心に、点在する集落を網羅する形で運行しているため、現行のキロ要件を満たすほどの再編が困難であるほか、新たな経路を運行する方が非効率になる場合もあることから、当該補助金を十分に活用できない状況にある。  大館市では、地域間幹線系統確保維持費補助金の輸送量要件を満たすことができず、補助対象外路線となった路線について、幹線バスとして機能し一定の需要はあるものにも関わらず、現行要件では、たとえ運行区間を短縮し効率化を図ったとしても地域内フィーダー系統に組み入れることができない状況にある。	—
R1	7	03_医療・福祉	一般市	三原市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・医師法第8条、医師法施行令第6条等 ・医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について(昭和35年4月14日医発第293号)(最終改正平成30年12月10日医政発1210第4号)各都道府県知事宛厚生省医務局長通知	医療従事者の籍(名簿)登録まつ消(削除)申請に係る手続の柔軟化	医療従事者(※)の籍(名簿)登録まつ消(削除)申請の必要書類について、死亡診断書あるいは死体検案書の写し(原本照合なし)で可能とする。 ※医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、薬剤師については、死亡診断書または死体検案書の写し(原本照合なし)で可能	【支障事例】 本市では、県から事務移譲を受け、医籍まつ消手続に係る事務を行っている。手続に必要な書類は法令に「申請書」と規定されている以外は、国が県に示す事務処理要領等に規定されており、死亡の理由による登録のまつ消(削除)申請の場合は、死亡診断書等の原本(写しの場合は原本照合が必要)、あるいは戸籍抄(謄)本等のいずれかが必要となっている。そのため、本市では、過去に遺族が医籍まつ消手続きに來られた際、死亡診断書の写しを持参していたため、原本照合が必要である旨伝えた。しかし、既に原本は戸籍届出(死亡届)で提出済みであり、原本が手元にないと苦情を言われたもの。  【制度改正の必要性】 現在は、死亡診断書等の原本(写しの場合は原本照合が必要)、あるいは戸籍抄(謄)本等のいずれかが必要となっているが、死亡診断書または死体検案書は、戸籍届出で提出するため手元には残らず、写しについても原本照合が必要であり、同様である。そのため、戸籍抄(謄)本等が必要になるが、故人(まつ消対象者)の本籍地が住所地と異なる場合など、戸籍抄(謄)本または除籍抄(謄)本の取得及び故人(対象者)の住所地へ訪問しなければならず、申請者の負担が大きい。 また、戸籍抄(謄)本の場合、編製に時間が必要なため、取得にも時間がかかる。  【懸念の解消策】 薬剤師と同じく写しで可能となるよう取扱を同様にする。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html</a>
R1	8	03_医療・福祉	中核市	富山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法第63条、第88条	医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大	健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要に応じて「居宅」以外の保育所や学校等を訪問先として認める。	医療的ケア児の受け入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応できる施設は少ない。 当市の保育所等では、主治医の「保育所等での集団生活が可能」の判断があれば、受け入れ可能である。しかし看護師配置等の条件に対応することが困難な状況から、保護者が付き添い、医療的ケアを行っているケースがあり、保護者の負担が大きい。 医療的ケア児の保護者が就労を希望しても、医療的ケアがあるため保育所等に預けることが難しく、職場復帰できない等、保護者の就労に影響があるところ、保育所等での医療的ケアに対する訪問看護の利用については、健康保険法上、訪問先が「居宅」に限定されていることから、実質的にその利用が制限されている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html</a>
R1	9	09_土木・建築	一般市	佐伯市、別府市、大分市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、玖珠町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路整備特別措置法第24条第1項但書、同法施行令第11条、料金を徴収しない車両を定める告示第3号	災害ボランティア車両に係る運用の明確化	災害ボランティアのために使用する車両に係る有料道路の無料化措置について、被災地の社会福祉協議会やボランティアセンターが発行するボランティア証明書類を持参した車両であれば、全国の地方自治体が発行する災害派遣等従事車両証明書がなくても有料道路の通行が可能となるよう、「料金を徴収しない車両を定める告示」の改正または解釈及び運用の明確化を行うこと。	【現状】 災害ボランティアのために使用するものとして料金を徴収しない車両は、告示において、地方公共団体等が要請したボランティア活動のために使用する車両で当該道路を管理する会社等が料金を徴収することが著しく不適当であると認めたものが対象とされている。 現状では、社会福祉協議会やボランティアセンターからのボランティア証明書類に加えて、全国の地方自治体が被災都道府県からの協力依頼に基づき発行する災害派遣等従事車両証明書が別途必要な取り扱いとなっている。  【具体的な支障】 ・申請者は、最寄りの市役所の窓口でボランティア証明書を持参した上で、車両証明書の発行を受ける。窓口では被災地までの経路の確認等をして、発行を行っている。 ・車両証明書は、精算する料金所(出口IC)ごとに1枚の提出が必要であり、証明書に記載したICでしか利用することができないため、被災地が遠距離となれば、証明書を往復分で何枚も発行する必要がある。 ・申請者がIC名や経路等を熟知していないケースが多く、その都度、窓口職員が高速道路会社のホームページ等で経路を確認している。 ・被災地との往復間で急な経路変更等が発生した場合には、申請者は再度窓口に向向き、新たに発行した証明書を料金所に郵送しなければならない。 ・なお、被災自治体においても同様の事務が発生するため、復旧業務を行う上でも負担となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
<p><b>5【厚生労働省】</b>  (10) 医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、診療放射線技師法(昭26法226)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64)  医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の死亡の理由による籍(名簿)登録の抹消(消除)申請書の添付書類については、原本と相違ない旨の証明を附さずとも死亡診断書及び死体検案書は写しの使用が可能となるよう、「医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について」(昭35厚生省医務局長)を令和元年度中に改正する。</p>	-	<p>医療従事者の死亡による籍(名簿)登録の抹消(消去)申請書の添付書類については、原本と相違ない旨の証明を附さずとも死亡診断書等の写しの使用が可能であることを通知した。</p>	<p>【厚生労働省】「医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について」の一部改正について(令和元年12月18日付け医政発1218第7号厚生労働省医政局長通知)  【厚生労働省】(別紙)新旧対照表(令和元年9月30日厚生労働省令第57号)  【厚生労働省】医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免除等の申請について(令和元年12月18日付け厚生労働省医務局長通知)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_7">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_7</a>	厚生労働省医政局医事課
<p><b>5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(4)】</b>  (1) 健康保険法(大11法70)、児童福祉法(昭22法164)及び教育支援体制整備事業費補助金  医療的ケア児への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受入体制整備を促進する方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt;  <b>5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(1)】</b>  健康保険法(大11法70)、児童福祉法(昭22法164)及び教育支援体制整備事業費補助金  人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(以下「医療的ケア児」という。)への支援については、保育所等や学校における受入体制整備を促進するため、以下の措置を講ずる。  ・訪問看護ステーションからの医療的ケア児に係る情報提供については、訪問看護情報提供療養費の算定対象や回数を拡充する。  [措置済み(訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第62号))]  ・保育所等については、医療的ケア児保育支援事業について補助対象自治体の拡充を行うとともに、補助基準額に喀痰吸引等研修を受講した保育士の処遇改善費用を追加する。  [措置済み(令和3年4月1日付け厚生労働省子ども家庭局長通知、令和3年12月1日付け厚生労働事務次官通知)]  ・学校については、医療的ケアを実施する看護師の配置に係る経費を拡充するとともに、学校における医療的ケア実施体制充実事業において、新たに地域の小・中学校等における医療的ケア児支援体制の在り方に関する調査研究を実施する。  [措置済み(令和3年5月13日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)]</p>	<p>医療的ケア児の受入体制整備促進について、  ・訪問看護ステーションからの情報提供について、医療保険における算定対象・回数を拡充  ・医療的ケア児保育支援事業について、補助対象自治体を拡充  ・医療的ケアを実施する看護師の学校への配置に係る経費を拡充するとともに学校における支援体制の在り方について調査研究を実施</p>	<p>【厚生労働省】訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第62号)  【厚生労働省】「多様な保育促進事業の実施について」の一部改正について(令和3年4月1日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)  【厚生労働省】保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について(令和3年12月1日付け厚生労働事務次官通知)  【文部科学省】学校における医療的ケア実施体制充実事業(小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究)の公募について(周知)(令和3年5月13日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_8">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_8</a>	<p>内閣府子ども・子育て本部  文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  厚生労働省保険局医療課、子ども家庭局保育課</p>
-	-	-	<p>【国土交通省】災害ボランティア車両に対する災害派遣等従事車両証明書の発行方法の見直しについて(令和元年7月1日付け国土交通省道路局高速道路課長事務連絡)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_9">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_9</a>	国土交通省道路局高速道路課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	10	05.教育・文化	都道府県	岩手県、盛岡市、一戸町、秋田県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	平成28年2月16日付け事務連絡(文部科学省初等中等教育局高校修学支援室)	マイナンバー制度を利用した就学支援金事務処理システムの運用	マイナンバー制度を利用した就学支援金事務処理システムの運用に当たっては、マイナンバー情報の入力を全国一律に都道府県が処理する仕組みを見直し、都道府県の実状に応じて各学校においても処理できる仕組みとすること。	就学支援金制度に係る認定関係事務は、教育委員会としての認定権限を公立学校長に委任していることにより認定関係事務が公立学校で完結している。しかし、文部科学省初等中等教育局高校修学支援室からマイナンバー利用による就学支援金支給手続きの方針(平成28年2月16日付け事務連絡)が示され、認定権限を公立学校に委任している場合も含め、いかなる場合も公立学校で保護者等のマイナンバー情報のシステム入力が行えず、都道府県のみが行えることとされていることから、本県の実情と大きな隔たりが生じている。なお、特別支援就学奨励費の事務では、各学校でマイナンバー制度を利用した事務処理が可能であり、専用端末も配備されている。類似制度でありながら、取扱いが異なっている。	—
R1	11	07.産業振興	都道府県	岩手県、盛岡市、宮古市、陸前高田市、西和賀町、洋野町、一戸町、秋田県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	仮設施設有効活用等事業に係る助成金交付規程第4条第4項	仮設施設有効活用等事業の助成対象要件	完成5年経過後の仮設施設について、客観的に仮設施設としての役割を終えたことを理由とする撤去等を助成対象とするよう要件の見直しを求める。	独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置し、市町村に譲渡された仮設施設は、東日本大震災津波で被災した事業者が仮設復旧するために措置されたものであり、非常に有意な事業である。当該仮設施設を市町村が撤去等した場合は中小機構から助成を受けることができる。また今般、令和2年度末まで助成期間が延長された。本助成事業は、客観的に仮設施設としての利用を終了したものは除かれ、助成対象要件として、「仮設施設の継続利用の意思」及び「土地所有者等の意思等により利用継続ができないこと」が必要とされているところ。一方、県内において、例えば、多くの仮設住宅が撤去されたことにより商店等に使用していた仮設施設が空になる等、その後の活用方法が見込めない仮設施設も増加しており、県内市町村からは、まちづくりの観点から仮設施設の撤去助成を望む声が多くある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka_vosan.html</a>
R1	12	03.医療・福祉	都道府県	岩手県、盛岡市、一関市、陸前高田市、西和賀町、一戸町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一第1章第2部通則5 ・医療法の一部を改正する法律の施行について(平成一〇年五月一九日健政発第六三九号各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)第二の三(一)	転院に係る診療報酬の算定方法の見直し	・転院に係る診療報酬の算定方法の見直し(地域の実情に応じ、開設者が同一の病院間で転院した場合でも、病院ごとの入院日を起算日として取り扱うこと) ・地域医療支援病院の承認要件である紹介率・逆紹介率に、同一開設者による病院間での紹介も含めて算定	広大な県土を有し、医療資源の乏しい地域を抱える岩手県では、県が開設者となって26県立病院等(20病院及び6地域診療センター)及びリハビリテーションセンターなどを設置し、各二次保健医療圏における基幹病院としての役割や、交通事情や医療資源に恵まれない地域における、地域の初期医療等の役割を担っている。これらの県立病院等においては、各医療圏域内で診療機能を分担し、地域医療連携(病病・病診連携)を図りながら、地域住民への適切な医療提供体制を構築している。現行の診療報酬の算定方法において、患者が転院した場合、通常は入院期間がリセットされるが、同一の開設者など「特別の関係」の場合は、入院期間が通算される取扱となっている。このため、基幹の県立病院から入院患者を受け入れた後方支援の県立病院は、実質的には新規患者であるにも関わらず、基幹病院分も含めた入院期間となり、入院基本料への下記加算が低額又は算定不可になる。 ・14日以内の期間…1日あたり450点(1点=10円で4,500円) ・15日以上30日以内の期間…1日あたり192点 また、地域医療支援病院の承認要件である紹介率・逆紹介率について、同一開設者間での紹介を含めることができない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html</a>
R1	13	08.消防・防災・安全	都道府県	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・災害救助法第4条、第7条 ・平成23年4月15日付事務連絡「「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」 ・平成28年4月28日付事務連絡「「平成28年熊本地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」	災害救助法に規定する救助の種類への「福祉(介護を含む。)」の追加	災害救助法第4条の救助の種類に「福祉(介護を含む。)」を、同法第7条の「救助に従事させることができるもの」に「福祉(介護)関係者(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員)」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援が災害救助の基本施策の一つであることを明確化	【課題】 ・災害時においては、被災者に対し、医療のほか福祉的支援が行われているが、災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む。)」に関する規定はなく、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的取扱いなどが課題。 【現状】 ・東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期的に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところであり、熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害においても同様の状況。 ・熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害における本県災害派遣福祉チームの活動については、協議の結果、避難所設営に係る経費として未だに後付けで整理され、災害救助費の支弁対象とされたところ(熊本地震については旅費のみが対象)。	—
R1	14	08.消防・防災・安全	都道府県	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・災害救助法第4条、第7条 ・平成31年2月7日付厚生労働事務次官通知「生活困窮者就労準備支援事業費等の国庫補助について」(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱)	「災害派遣福祉チーム」の制度化及び派遣・調整システムの構築	災害時に避難所や福祉避難所において、要配慮者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行い、要配慮者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う「災害派遣福祉チーム」(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員で構成)を制度化するとともに、全ての都道府県において当該チームを派遣・調整するシステムを早急に構築	【課題】 ・災害時においては、被災者に対し、医療のほか福祉的支援が行われているが、災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む。)」に関する規定はなく、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的取扱いなどが課題。 【現状】 ・東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期的に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところであり、熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害においても同様の状況。 ・熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害における本県災害派遣福祉チームの活動については、協議の結果、避難所設営に係る経費として未だに後付けで整理され、災害救助費の支弁対象とされたところ(熊本地震については旅費のみが対象)。	—
R1	15	03.医療・福祉	都道府県	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、一関市、陸前高田市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・自殺対策費補助金(地域自殺対策推進センター運営事業)交付要綱 ・地域自殺対策推進センター運営事業実施要綱	自殺対策費補助金の早期の交付決定	自殺対策費補助金の年度当初の早期の交付決定	本県の事業「自殺対策事業費」の財源となっている国の自殺対策費補助金については、例年12～1月頃の交付決定となっており、平成30年度も1月の交付決定となっている。地域自殺対策推進センター(県精神保健福祉センターに設置)の運営費については、同補助金を財源としているが、事業費の約8割が相談対応及び市町村計画策定等の支援にあたるスタッフ等の人件費であり、交付決定の遅れ等があると計画的な事業執行が困難となることから、年度当初の早期の交付決定が必要である。  (参考)平成30年度の交付決定日 平成31年1月8日	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
5【厚生労働省】 (32)自殺対策基本法(平18法85) 自殺対策費補助金については、地方公共団体の円滑な事業の実施が可能となるよう、令和2年度から可能な限り早期に交付決定を行う。	-	自殺対策費補助金の交付決定について、令和2年度は10月29日に行った(なお、令和元年度は11月22日に交付決定を行った)。	-	-	厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	16	11_その他	町	北栄町	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者へ委託することができる範囲について」(平成20年3月31日総行市第75号ほか総務省) 「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について」(平成20年9月9日事務連絡総務省) 「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲等について」(平成27年6月4日内閣府公共サービス改革推進室) 「戸籍事務を民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲について(通知)」(平成25年3月28日民一第317号法務省) 「戸籍事務を民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲について」(平成27年3月31日事務連絡法務省)	住民基本台帳関係事務、戸籍事務及び地方税関関係事務に係る証明書等の交付に係る規制緩和	住民票の写しや戸籍等抄本、納税証明書などの証明書等の交付について、交付決定及び請求内容等の審査は公権力の行使にあたるため、民間事業者に行わせることはできないとされているが、自動交付機やコンビニ交付が普及している現状があり、民間事業者に行わせることができるようにしていただきたい。	平成27年度に支所の総合窓口業務、平成30年度には本庁舎の総合窓口業務を民間に委託したが、審査業務等のための職員を配置(職員が休暇を取得するための職員数の配置)する必要があり、窓口業務を少人数の職員で行っていた規模の小さい自治体は、委託前と比較しても大幅な職員削減につながらず、民間委託の効果が薄い。	—
R1	17	11_その他	町	北栄町	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公営企業法(第34条の2)	地方公営企業の出納事務等を会計管理者にも行わせることができる要件の緩和	地方公共団体が経営する企業における出納事務等については、管理者が行う事務となっている。(法第9条) 法第7条ただし書の規定により管理者を設置しないこととした公営企業においては、管理者の権限を行う地方公共団体の長が会計管理者に対して出納事務等が委任できるよう要件の緩和をいただきたい。	【根拠条文一部抜粋】 (財務規定等が適用される場合の管理者の権限) 第34条の2 地方公共団体の経営する企業に財務規定等が適用される場合においては、当該企業の出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、条例で定めるところにより、その全部又は一部を当該地方公共団体の会計管理者に行わせることができる。 【制度改正要求の内容】 財務適用企業は、地方公共団体の長が出納事務の責任者となるよりも、出納事務に習熟している会計管理者に行わせるのが事務処理の簡素化になるものと考えられていると考えるが、法の全部を適用する企業の中にも少人数で経営している企業もあり、本規定を財務適用企業に限らず、全部適用企業にも適用できるようにしていただきたい。 【支障事例】 本町では、特別会計(職員2名)で行っていた事業を平成31年4月から法全部適用の準備を進めてきた。出納事務は、特別会計では普通会計と同様に会計管理者が行っていたが、法適化に伴う出納事務の独自処理が事務効率を悪化させると懸念された。そのため、普通会計において出納事務を行っている職員に対し公営企業への併任を発し出納業務を行わせることとした。しかし、本町の普通会計部門では、会計管理者と事務職員の2名で分担して出納事務を行っており、事務職員のみに出納事務を行わせても、もう一方の者(会計管理者)が持つ出納事務のノウハウが活用できない。	—
R1	18	05_教育・文化	都道府県	東京都	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第6条及び別表第8	小学校専科教員に対する小学校教諭免許状の授与要件の緩和	中学校教諭普通免許状所持者が小学校教諭二種免許状を取得する場合には、小学校の専科教員の在職年数を含めるなどの軽減措置を講ずること。	【現状】 中学校教諭普通免許状の所持者が、教育職員免許法別表第8に定める在職年数と修得単位数により小学校教諭免許状を取得する場合、在職年数については基礎となる免許状の学校種におけるものとされていることから、中学校教諭普通免許状所持者が小学校専科教員として勤務した期間を別表第8第3欄に定める在職年数に算入できない。このため、中学校での3年以上の勤務経験がないものの、小学校において長年にわたり専科教員として活躍してきた者が容易に小学校教諭免許状を取得できない状況にある。 【制度改正の必要性】 学習指導要領の改訂により2020年度から小学校5、6年生の外国語科及び3、4年生の外国語活動が導入されることから、中学校教諭普通免許状(外国語(英語))を持つ教員の、小学校教育における必要性が増している。 また、平成31年1月25日付け中央教育審議会答申(※1)において、「学校における働き方改革」の観点からも小学校の教科担任制の充実が挙げられたことに加え、平成31年4月17日付け文部科学大臣から中央教育審議会への諮問(※2)においても、教科担任制に関する検討を依頼するなど小学校における教科指導の充実が求められている。 ※1「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」 ※2「新しい時代の初等中等教育の在り方について」	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
5【文部科学省】 (5)教育職員免許法(昭24法147) (iv)中学校教諭免許状所有者が小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数については、中学校における教員としての在職年数と同様に、小学校における教員としての在職年数も算入する方向で検討し、中央教育審議会での議論も踏まえ、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【文部科学省】 (7)教育職員免許法(昭24法147) (i)中学校教諭免許状所有者が小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数(別表8)については、小学校における専科教員としての在職年数を算定することとする。	令和4年5月11日に「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案」が成立した。 同改正法は令和4年7月1日に施行され、中学校教諭免許状所有者が小学校専科教員として勤務した年数についても、小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数として算入することが可能となった。	【文部科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(抜粋)(令和4年法律第40号) 【文部科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について(令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_18">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_18</a>	文部科学省総合教育政策局教育人材政策課



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	19	03_医療・福祉	一般市	出雲市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日付け厚生労働省通知)、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について(平成12年9月8日付け厚生労働省通知)	社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件緩和について	社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合も、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けたものであっても実施することができるよう、保育所等と同様の特例を認める。	近年の女性就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭の児童数の増加が見込まれる中、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため、全国的に放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況にある。本市においても、年々利用ニーズが増加しており、それに伴い、待機児童も増加傾向にある。待機児童の解消は喫緊の課題であり、市が設置する施設だけでは増加する利用ニーズに対応することが困難な状況であることから、社会福祉法人等による事業参入の促進を図っている。一方で、社会福祉法人の認可に関する基準では、社会福祉法人が通所施設を設置する場合、保育所等については、設置に必要な不動産を国または地方公共団体以外の者から貸与を受けて行うことができるよう要件緩和がされているが、放課後児童クラブは、この要件緩和の対象施設に含まれていない。そのため、本市では、市内の社会福祉法人から放課後児童クラブを新設したいとの相談を受けたが、民有地を借り受けて整備を行う計画であったことから、事業実施を断念せざるを得ない事案が生じたところである。今後さらに増加する利用ニーズの対応に必要な施設の量的整備を進めるに当たって支障が生じている状況にある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	20	06_環境・衛生	一般市	出雲市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	狂犬病予防法第4条第4項 平成14年6月11日付健感発第0611001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知	犬の登録情報の取扱いの変更	狂犬病予防法に基づく業務で、犬の所有者から死亡届が提出されない登録原簿について、平成14年6月11日付健感発第0611001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知にある転居先不明原簿と同様な取り扱いとし、一定の条件を満たすものは登録頭数に含めないものとする。 (例) 登録頭数に含まないもの:年齢が20歳を超える犬であって、直近5年間狂犬病予防注射済票の交付を受けていないと認められるとき	所有者が、義務である犬の死亡の届出をしないことが多く、市は登録を削除することができないため、現行の規定では、正確な犬の登録頭数を把握することが困難になっており、適正な登録原簿の管理に支障を来している状況である。 また、登録原簿を管理するための電算処理費、予防注射通知ハガキの郵送費等の経費がかかっている。登録頭数が実際より多い場合は、予防接種の接種率にも影響がある。登録を削除するためには、所有者に直接確認する必要があり、時間を要する。  <参考> 年齢が20歳を超える犬で直近5年間注射済票の交付がない頭数 217頭(令和元年5月27日現在) (1)当該犬に係る経費 85千円 【内訳】 郵送費:12千円 電算処理費:6千円 臨時職員雇用費:67千円 ※死亡犬確認作業 (2)接種率 69.7%(平成30年度末時点) 71.5%(登録頭数に含まない場合)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	21	06_環境・衛生	一般市	出雲市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	狂犬病予防法第4条第4項	犬の登録情報の職権削除等ができる権限の付与	一定期間経過したものについては、その犬の登録を職権削除等ができる権限を付与すること。 (例) 職権削除できるもの:年齢が25歳を超えるもの	所有者が、義務である犬の死亡の届出をしないことが多く、市は登録を削除することができないため、現行の規定では、正確な犬の登録頭数を把握することが困難になっており、適正な登録原簿の管理に支障を来している状況である。 また、登録原簿を管理するための電算処理費、予防注射通知ハガキの郵送費等の経費がかかっている。登録頭数が実際より多い場合は、予防接種の接種率にも影響がある。登録を削除するためには、所有者に直接確認する必要があり、時間を要する。  <参考> 年齢が25歳を超える犬の頭数 75頭(令和元年5月27日現在) (1)当該犬に係る経費 34千円 【内訳】 郵送費:5千円 電算処理費:2千円 臨時職員雇用費:27千円 ※死亡犬確認作業	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	22	06_環境・衛生	一般市	出雲市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	狂犬病予防法 平成7年2月6日付衛乳第16号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知	狂犬病予防法に国外転出の届出を義務化	狂犬病予防法に、登録を受けた犬の所有者は、その犬の所在地を国外へと変更する場合、その犬の所在地を所轄する市町村長に届け出なければならないという旨の条文を追記する。	現行法では変更届は新所在地を所轄する市町村長へ届け出ることとなっているため、国外の場合、飼い主は変更届を提出することはない。 このことから、市外に転出しているにも関わらず、法に届出が明記されていないため、原簿の適切な管理が行えない現状がある。 また、平成7年2月6日付衛乳第16号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知の中でも、犬の登録原簿の管理について、変更届が適正に行われていない場合にあっては、届出書の提出を求める等登録原簿の適切な整理を行うこととしているが、提出を求める届出書が規定されていないため、犬の所在を正確に把握できず、所在不明犬として管理することになる。  <参考> 本市には外国籍住民が4,986人(平成31年4月30日現在)在住しており、外国籍の住民から、自国に戻る際の犬の手続きについて問い合わせがある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	23	03_医療・福祉	中核市	豊中市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法31条・43条、子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項について、子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運用上の取り扱いについて	特定地域型保育事業の確認の効力の拡大について	特定教育・保育施設の確認と同様に、特定地域型保育事業の確認の効力が全国に及ぶよう制度の改正を求める。	本市及びその周辺の市町村においては、各市町村の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の区域外での利用が一般的に行われている。現行では、地域型保育事業の確認の効力が確認を行う市町村の区域に限定されていることから、広域的な利用を行う場合には、他自治体との同意を得る必要がある。そのため、本市で事業所内保育を実施している事業所に、本市以外に居住している従業員で事業所内保育を利用している人が複数人いた場合、当該事業者がその従業員が居住している全ての自治体に確認申請を行う。それを受け各自自治体が当該事業者が所在する市町村から確認について同意を得て、当該事業者を確認する必要がある。これら事務は、事業者にとっても自治体職員にとっても大きな負担となっている。また、事業所内保育事業については事務負担を考慮され通知により簡便な方法も示されているが、他自治体とのやり取りなどの事務が煩雑である。通知による簡便な方法を実施したとしても、各市町村と調整の上、同意を不要とする旨の協定書を作成し、確認申請書類を各市町村へ送付する事務等が発生し、市町村間での調整業務(協定書の内容についての確認、修正等)が大きな事務負担となっている。あわせて、事業所内保育事業だけでなく、利用調整により本市の児童が他市の小規模保育事業を利用する事例もあり、同様の事象が発生している。また、本市の児童が他市の施設を利用する際、その他市の施設が地域型保育事業に該当する施設なのか、その市と同意を不要とする旨の協定書を作成しているかをその都度確認する必要があり大きな事務負担となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【厚生労働省】 (19)社会福祉法(昭26法45) (ii)社会福祉法人の資産要件(25条)について、既設法人が放課後児童健全育成事業所を設置する場合には、当該施設の用に供する不動産の全て又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこととし、令和元年度中に「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平12厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長)を改正する。	—	既設の社会福祉法人が放課後児童健全育成事業所を設置する場合には、当該施設の用に供する不動産の全て又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこととした。	【厚生労働省】「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」の一部改正について(令和2年1月23日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_19">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_19</a>	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
5【厚生労働省】 (18)狂犬病予防法(昭25法247) 市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、地方公共団体における事務の実態及び公衆衛生に関する専門家の意見等を踏まえつつ、転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録削除及び犬の所在地が国外に変更される場合の手續について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (23)狂犬病予防法(昭25法247) (i)市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、令和3年度中に政令を改正し、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録削除を可能とするとともに、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における事務の円滑な実施に資するよう、当該要件を整理した上で、市町村に令和3年度中に通知する。 (ii)犬の所在地が国内外に変更される場合については、出入国の際に国から市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に情報提供が可能となる仕組みを構築し、その運用方法について市町村に令和3年度中に通知する。	狂犬病予防法施行令及び狂犬病予防法施行規則の一部を改正し、令和4年4月1日から犬の所在が不明である場合等に市町村長が職権により犬の登録を削除できることとした。 (令和3年政令第338号・令和4年厚生労働省令第24号・令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)	【厚生労働省】狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令等の施行に係る取扱いについて(令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知) 【厚生労働省】狂犬病予防法施行規則新旧対照表(令和4年2月24日公布)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_20">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_20</a>	厚生労働省健康局結核感染症課
5【厚生労働省】 (18)狂犬病予防法(昭25法247) 市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、地方公共団体における事務の実態及び公衆衛生に関する専門家の意見等を踏まえつつ、転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録削除及び犬の所在地が国外に変更される場合の手續について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (23)狂犬病予防法(昭25法247) (i)市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、令和3年度中に政令を改正し、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録削除を可能とするとともに、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における事務の円滑な実施に資するよう、当該要件を整理した上で、市町村に令和3年度中に通知する。 (ii)犬の所在地が国内外に変更される場合については、出入国の際に国から市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に情報提供が可能となる仕組みを構築し、その運用方法について市町村に令和3年度中に通知する。	狂犬病予防法施行令及び狂犬病予防法施行規則の一部を改正し、令和4年4月1日から犬の所在が不明である場合等に市町村長が職権により犬の登録を削除できることとした。 (令和3年政令第338号・令和4年厚生労働省令第24号・令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)	【厚生労働省】狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令等の施行に係る取扱いについて(令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知) 【厚生労働省】狂犬病予防法施行規則新旧対照表(令和4年2月24日公布)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_21">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_21</a>	厚生労働省健康局結核感染症課
5【厚生労働省】 (18)狂犬病予防法(昭25法247) 市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、地方公共団体における事務の実態及び公衆衛生に関する専門家の意見等を踏まえつつ、転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録削除及び犬の所在地が国外に変更される場合の手續について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (23)狂犬病予防法(昭25法247) (i)市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、令和3年度中に政令を改正し、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録削除を可能とするとともに、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における事務の円滑な実施に資するよう、当該要件を整理した上で、市町村に令和3年度中に通知する。 (ii)犬の所在地が国内外に変更される場合については、出入国の際に国から市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に情報提供が可能となる仕組みを構築し、その運用方法について市町村に令和3年度中に通知する。	狂犬病予防法施行令及び狂犬病予防法施行規則の一部を改正し、令和4年4月1日から犬の所在が不明である場合等に市町村長が職権により犬の登録を削除できることとした。 (令和3年政令第338号・令和4年厚生労働省令第24号・令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)	【厚生労働省】狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令等の施行に係る取扱いについて(令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知) 【厚生労働省】狂犬病予防法施行規則新旧対照表(令和4年2月24日公布)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_22">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_22</a>	厚生労働省健康局結核感染症課
5【内閣府(11)(ii)】【厚生労働省(33)(iii)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 特定地域型保育事業者の確認(43条)については、確認に係る事業所の所在する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。	—	地域型保育事業を行う者に対する事業所ごとの「確認」の効力について、事業所の所在する市町村の「確認」の効力が他の市町村にも及ぶものとし、教育・保育施設と同様に他の市町村による更なる「確認」は不要とした。	—	—	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	24	09_土木・建築	一般市	東松島市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法43条、都市計画法施行令第36条第1項第1号イ・第3号ホ、都市計画法施行規則第34条、開発許可制度運用指針	市街化調整区域内における空家の用途変更手続の簡素化	空家である農家住宅を一般住宅へ用途変更する際の許可については、市町村が周辺の土地利用への影響の有無を確認した場合などにおいては、許可申請に係る添付書類等、申請手続の簡素化を行うことを可能としていただきたい。	市街化調整区域に立地している空家となった農林漁業住宅に一般世帯が入居し、活用するためには、農林漁業住宅から一般住宅への用途変更許可が必要となるが、その許可の申請に当たっては、都市計画法施行規則第34条の規定に基づき、許可申請書、付近見取図(方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設を明示)、敷地現況図(敷地の境界、建築物の位置並びに排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称を明示)を提出しなければならない。当該書類を作成するに当たっては、専門的見地を有する事業者(土地家屋調査士等)に作成を依頼し、現地調査測量などを行ってもらう必要があるため、貸し手である当該空家の所有者にとって大きな負担となり、当該空家を空き家バンクに登録する意欲を削ぐ要因になっている。用途変更の前で、当該建築物が住宅であることには変わりなく、かつ改築を伴うものでもないため、排水能力は変わらないものと考えられる。市町村において、周辺の土地利用への影響や地域づくりへの支障がなく、地域活性化につながる事が確認できれば、都市計画法施行令第36条第1号の技術基準を適用除外とし、申請資料の簡素化を図ることが地方創生につながることから行政のメリットは大きい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	25	11_その他	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	総務省	B 地方に対する規制緩和	総務省自治行政局選挙部管理課長通知(平成29年10月6日付総行管第333号)	「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に基づく執行経費認定の弾力的運用	システム改修の原因が明らか(法改正、OSサポート期間終了など)であって、やむを得ない事情がある場合(システム改修に期間を要す)には、監督官庁(総務省)と協議した上で、事業の事前着手を認めることとする。(次期選挙執行時に、必要経費として計上可とする。)	【制度の概要】 国会議員の選挙等の事務は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)等に基づき都道府県及び市町村の選挙管理委員会が行い、これに要する経費(以下「執行経費」という。)は、国が負担することとされている。執行経費については、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」(昭和25年法律第179号)において、投票所経費等の経費の種類ごとに基本額が定められている。なお、執行経費の実績報告等は、選挙ごとに発出される国(総務省自治行政局選挙部管理課)からの通知に基づき実施している。  【支障事例】 本県では、民間企業が開発した「選挙速報システム」を導入し、投票開始時に市町選管から報告される投票データを集計に活用している。このたび、サーバーOS等のサポート期間満了や元号改正等に伴い、システムの改修が必要である。(履行期間約数ヶ月)当業務は、選挙執行前に業務発注せざるを得ないが、国の通知より、備品の事前発注等は認められておらず、対応に苦慮している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	26	11_その他	中核市	下関市	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	・地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項、第244条の4第2項 ・行政不服審査法第43条	審査請求を全部認容する場合における地方自治法に基づく議会への諮問手続の廃止	地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項及び第244条の4第2項の各規定に、改正行政不服審査法で規定された第三者機関への諮問が省略できる旨の規定に倣って、議会への諮問の例外として、「審査請求が不適法であり、却下する場合」に加え、「申請に対する処分に関する審査請求を全部認容する場合」を追加する。	本市において、公立保育所の保育料決定処分の取消しを求める審査請求が提出され、行政不服審査法に基づき審理員を指名して審理手続を行い、その結果として、当該審査請求を認容し、原処分を取り消すという内容の審理員意見書が提出された。 改正行政不服審査法では、処分に関する審査請求を全部認容する場合は、行政不服審査会等への諮問を省略できる旨の規定となっているが、地方自治法に基づき議会への諮問を要する審査請求については、行政不服審査法の当該規定が適用されない。 したがって、本市では、議会において、諮問の日から20日以内に委員会での審査及び本会議での意見の表決を行い、さらにその議決結果を受けて、審査庁で裁決を行っているところだが、本件のように審査請求を全部認容する場合は、審査請求人の権利利益の救済が完全に図られるため、議会手続に要する時間、経費、労力等に比べ、議会への諮問を行う意義が乏しい。また、審査請求人は、早期に裁決を得たくても、議会手続の終了を待たなければならない。 加えて、保育料に限って言えば、子ども・子育て支援法の施行により公立と私立の保育料で法的性質が異なる仕組みとなることから、本件が仮に私立保育所の保育料の審査請求であった場合は、行政不服審査法の規定に基づき行政不服審査会等への諮問を省略でき、救済手続に相違が生じることは、保育所の利用者にとって理解しづらく、また、制度上不均衡が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	27	11_その他	指定都市	京都市	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 ・地方自治法第243条 ・地方自治法施行令第158条	自転車の撤去・保管に係る費用の徴収・収納事務の私人委託	市町村が「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として行う自転車の撤去及び保管に係る費用の徴収・収納事務について、私人に委託することができることを明確化すること、又は、私人に同事務を委託することができるよう同法に規定を設けること。	当市では自転車の撤去及び保管により生じた費用を「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として徴収・収納している。 当該費用については、地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定されている「手数料」に該当するか否かが不明確であり、同条に基づいて私人に徴収・収納の事務を委託することができない。 このため、自転車の保管・返還業務を私人に委託しているにも関わらず、徴収・収納事務のみ市職員が実施しなければならず、非効率である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	28	09_土木・建築	都道府県	奈良県	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・公営住宅法第29条、第32条 ・地方自治法第243条 ・地方自治法施行令第158条	公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の回収事務を私人に委託できるように求める制度改正	公営住宅の明渡し請求後、明渡し期限が経過した不正入居者等に生じる損害賠償金について、地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託できるよう公営住宅法及び施行令の改正等による制度改正を求める。	県営住宅の明渡し請求により生じる損害賠償金について、本県の条例では「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭を徴収することができる」(奈良県営住宅条例第30条第2項第38条第3項及び第4項)と定めており、更に規則において「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額」(奈良県営住宅条例施行規則第19条)と決定している。この条例・規則は、公営住宅法第29条及び第32条に基づき、「公営住宅管理標準条例(案)」について(平成8年10月14日住総発第153号)を参考に定めている。 「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭」については、知事が指定する期日をもって明渡しを請求(賃貸借契約を解除)することで入居決定を取り消し、それにより生じた明渡し義務を退去者が履行しないことによる債務不履行に係る損害賠償金であり、規則で定め、入居時に説明を行うことで、民法第420条における損害賠償額の予約としている。 当県においては、県営住宅の退去者の滞納家賃については、債権回収の効率化を図るために弁護士に委託する一方、当該損害賠償金については、私人に委託できないことから、現在職員で徴収にあっている。 退去者のうち、家賃と損害賠償金の両方を滞納している者も一定程度いるが、滞納家賃は弁護士、損害賠償金は職員と、支払い先や対応先等が異なり、債権回収業務が非効率になっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(10)】【総務省(11)】 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭55法87)市町村長が行う放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用(6条5項)の徴収又は収納の事務については、放置自転車等の返還を求める者から、当該自転車等と引き換えに、その撤去及び保管等に要した費用に係る対価として料金を徴収又は収納する場合には、私人に委託することが可能である旨を、その根拠等を整理した上で、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年12月5日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当)事務連絡)]	—	市町村長が行う放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用(6条5項)の徴収又は収納の事務については、放置自転車等の返還と引き換えに、撤去等に要した費用を徴収等する場合は、その事務の私人委託が可能である旨を通知した。	【内閣府】自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づく放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用の徴収又は収納の事務の私人への委託について(令和元年12月5日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当)事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_27">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_27</a>	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当) 総務省自治行政局行政課
5【総務省(7)】【国土交通省(11)】 公営住宅法(昭26法193) 公営住宅の明渡請求後に明渡義務を履行しないこと等に基づく損害賠償金については、当該損害賠償金の徴収事務の円滑かつ効率的な実施に資するよう、当該事務のうち、私人に委託することが可能な事実行為又は補助行為の範囲を明確にした上で、その運用について留意事項とともに、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	—	公営住宅の明渡請求後に明渡義務を履行しないこと等に基づく損害賠償金の徴収事務のうち、私人に委託することが可能な事実行為又は補助行為の範囲を整理した旨を通知した。	【国土交通省】公営住宅の明渡請求後に明渡義務を履行しないことに基づく損害賠償金の徴収事務の委託について(令和2年3月24日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_28">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_28</a>	国土交通省住宅局住宅総合整備課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	29	02_農業・農地	都道府県	奈良県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱(平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知)	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業着手の早期化	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち、施設整備事業及び機械導入事業について、事業の早期着手が可能となるよう、事務手続の簡素化や執行フローの見直しを行う。	畜産クラスター事業(施設整備事業・機械導入事業)は、必要な事務手続が多く、時間を要している。 【施設整備事業】 本事業は、交付決定が6月頃であるため、契約・着工は7月頃になることが多いところ、施設整備に十分な工事期間をとることができず、軽微なトラブルでも年度内の完成が危ぶまれることもあり、実際に年度内に間に合わず、事故繰越しとなった事例も存在する。 国としても、交付決定前の工事の契約・着工を可能とすることや割当内示前の入札公告を可能とすることによって十分な工期の確保に向けた取組を行っているが、この場合、交付決定までのあらゆる損失は協議会の責任とされてしまうなどの懸念がある。 要望調査と計画提出・承認の事務手続を一本化するなどの事業フローの見直しによって、事業着手時期を早めることが可能ではないか。 【機械導入事業】 本事業についても、要望調査から事業着手までに数ヶ月を要し、年度初めの要望でも着工が秋以降となる場合がある。本県では、近年の家畜の暑熱被害への対応策として、本事業を活用して暑熱対策用の機械整備を行おうとしたが、秋以降になってようやく機器が整備されることが分かり、タイムリーな機械導入ができなかったために補助の申請を諦める事例も出てきている。 要望調査を前倒しすることや要望調査の審査期間の短縮等の事業フローの見直しによって、事業着手時期を早めることが可能ではないか。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	30	03_医療・福祉	都道府県	奈良県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法56条の4の3、認定子ども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	認定子ども園施設整備交付金等のスケジュールの早期化	認定子ども園施設整備交付金及び保育所等施設整備交付金の交付決定及び資金交付を早期化すること。	認定子ども園施設整備交付金は文科省、保育所等施設整備交付金は厚労省から保育所等の整備に係る費用の一部を補助するが、国からの資金交付が年度末であるため、当該費用について事業者が立替え払いする必要がある。施設整備等に係る経費は事業者にとって負担が大きく、立替え払いは資金繰りの負担となっている。このことが事業参入や事業拡大の障壁となり、創設や増築等必要な施設整備が進まない原因となっている。 また、両省は範例を理由に内示後に事業着手して良いこととしているが、整備事業を年度繰越する際、内示後から交付決定前の事由(地元との協議等)による年度繰越は財務省が認めていないため、繰越事由に苦慮している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	31	11_その他	市区長会	特別区長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」(平成24年6月4日付総行住第47号)	住民基本台帳事務関係様式からの「性別」欄削除	住民基本台帳事務における各種申請様式から、可能な範囲で「性別」欄を削除すること。	【例:住民基本台帳カード関係様式】 ・「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」(平成24年6月4日付総行住第47号)で示された住民基本台帳事務関係様式には、性別欄が設けられている。 ・当該通知は技術的助言であるものの、様式へ「※住民票コードがわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。」といった記載が付されていることを踏まえると、通知を受けた地方自治体側としては当該様式は性別欄があることを前提としたものと解するのが一般的だと考えられる。 ・様式に性別欄があると、「住民基本台帳上の性別」と「性同一性(性自認)」とが異なる場合などに申請者へ心理的負担を強いることが懸念される。  当区を含む複数の地方自治体においては、申請書等の様式を点検し、性別欄を削除する等の取組を進めているところであるが、地方自治体へ統一的に示された各通知等によって、様式に性別欄への記載が規定されているため、取組の支障となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	32	11_その他	市区長会	特別区長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第26条、第27条 ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条、第49条	マイナンバーカード及びマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間相違によるトラブルの回避策	マイナンバーカードの有効期間は、20歳以上の場合、発行の日から10回目の誕生日であるのに対し、マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間は、一律、発行の日から5回目の誕生日となっているため、電子証明書の有効期間到来による更新に際し、有効期間の相違によるトラブルが生じないよう対策を講じること。	20歳以上の場合、マイナンバーカードとマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間が一致しないため、電子証明書のみ更新申請を行う必要がある。 しかし、所有者が有効期間の不一致を認識していない場合、更新申請が行われず、電子証明書が有効期間切れにより失効するおそれがある。 この場合、マイナンバーカード本体が有効であるにもかかわらず、e-TAXや証明書のコンビニ交付サービス等を利用できない状況となり、利便性の点で問題がある。また、利用できないことに対する問い合わせが多数寄せられることが予想される。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	33	11_その他	市区長会	特別区長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	個人番号カード交付事業費補助金交付要綱第4条	個人番号カード交付事業費補助金の交付対象の明確化	個人番号カード交付事業費補助金交付要綱において、再交付がやむを得ないと認められる場合の該当性等に「有効期間到来による再交付」が対象に含まれることを明確化すること。	マイナンバーカードの交付手数料は条例で定めているが、個人番号カード交付事業費補助金交付要綱により補助金の対象となる場合は、手数料の対象外(無料)としており、補助金の対象とならない場合は、手数料として規定している。 そのため、申請者の責によらない場合の再交付であっても国庫補助の対象となっていない場合は、自治体としては手数料を徴収せざるを得ない。今後、有効期間到来によるマイナンバーカード更新の際に手数料が生じることは、更新意欲の妨げとなり、カード普及率の低下につながる懸念される。ひいては、今後、マイナンバーカードの利活用を推進していく上で、支障になると思われる。	—
R1	34	03_医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	企業主導型保育事業費補助金実施要項、企業主導型保育事業助成要領	平成28年3月31日以前に設置された院内保育施設に対する、企業主導型保育事業による助成の対象の拡大	平成28年3月31日以前に設置された院内保育施設に対する、企業主導型保育事業による助成の対象の拡大	出産や育児は、医師や看護師など、病院に勤める女性の離職理由として大部分を占めている。各病院では、離職防止のため、他の産業に先駆けて院内保育施設の整備を進め、女性の働きやすい職場づくりに努めてきている。 一方で、企業主導型保育事業は、新たな保育の受け皿を基本としていることから、制度創設前に設置された施設への補助は認められていない。 保育所の必要性が特に高いため制度創設前から設置されている保育所が、制度創設前に設置されたという理由でこの制度を活用できず、制度後に設置された保育施設との格差が生じている。 病院からも「近年設置された院内保育施設は国から手厚い支援があるのに、設置時期が古いことを理由に、国の支援対象外となるのはおかしいのでは？」と意見を受けている。 認可外保育施設は、認可保育所と比べて公的な補助が乏しいが、医療従事者確保のためには、病院は保育施設の運営を続けていかなければならない。 医療従事者の確保は行政課題であるため、そのための支援策はあらゆる角度から検討していく必要がある。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【農林水産省】 (14) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち、施設整備事業及び機械導入事業については、事業計画等の策定手続の迅速化に資するよう、講習会の開催や計画の策定に係る留意事項の周知等必要な支援を令和2年中に実施する。	—	①講習会を開催し、行政、事業実施団体の実務者に対し、事業の改正点等の説明及び手続に関する留意事項の周知を図った。 ②基金管理団体の他、新たに公募で選定した1団体を事業実施主体に加え、機械導入事業の実施体制の強化を図った。 ③事業計画の策定や事務手続きにおける留意事項を織めたQ&Aを公表し周知を図った。 ・講習会を開催し、行政、事業実施団体の実務者に対し、事業の改正点等の説明及び手続に関する留意事項の周知を図った。	【農林水産省】畜産クラスター関連事業Q&A(令和2年3月24日版 農林水産省生産局畜産部 畜産企画課・畜産振興課 公益社団法人中央畜産会)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_29">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_29</a>	農林水産省生産局畜産部畜産企画課
5【内閣府(15)】【文部科学省(11)】【厚生労働省(39)】 (15) 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の交付手続等については、事業の一層の早期着手を推進する観点から、地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【内閣府(13)】【文部科学省(14)】【厚生労働省(43)】 (13) 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金 (13) 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の交付手続等については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。	引き続き、年に複数回の内示を行うとともに、前年度に内示スケジュールの事務連絡を发出し、各市区町村の整備計画に対応できることとした。	【厚生労働省】令和2年度予算案における保育所等整備交付金の協議募集(予定)等について(令和2年1月20日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係、保育課予算係事務連絡) 【文部科学省】令和2年度認定こども園施設整備交付金の事業募集(予定)等について(令和2年1月14日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_30">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_30</a>	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等・中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
—	—	—	—	—	—
5【総務省】 (12) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、更新手続を円滑に行うことができるようにするため、地方公共団体情報システム機構から更新時期の近づいた者に更新手続の留意事項等を通知する旨及びその内容を、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年11月5日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡)]	—	個人番号カード等の有効期間満了に伴う更新については、地方公共団体情報システム機構が個人番号カード等の更新対象者に通知した留意事項等の内容を再周知した。	【総務省】「個人番号カード又は電子証明書有効期限切れ通知に伴う対応について(依頼)」の周知について(令和元年11月5日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡) 【総務省】別添1_01_個人番号カード又は電子証明書有効期限切れ通知に伴う対応について(令和元年9月11日付け地方公共団体情報システム機構事務連絡) 【総務省】別添1_02_個人番号カード及び電子証明書有効期限切れ通知に関する業務概要及びスケジュールについて1.1版 【総務省】別添2_01_個人番号カード又は電子証明書有効期限通知書の送付物に関する資料の送付について(通知)(令和元年10月23日付け地方公共団体情報システム機構事務連絡) 【総務省】別添2_02_有効期限通知書の送付に関する説明資料(令和元年10月23日付け地方公共団体情報システム機構) 【総務省】別添2_03_パンフレット_有効期限通知書の説明 【総務省】別添2_04_パンフレット_マイキーID設定方法	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_32">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_32</a>	総務省自治行政局住民制度課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	35	11_その他	都道府県	島根県、中国地方知事会	内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・住民基本台帳制度におけるDV等被害者への支援措置 (1)住民基本台帳法第11条、第11条の2、第12条、第12条の2～3、第20条 (2)配偶者暴力防止法第1条第2項 (3)ストーカー規制法第7条 (4)児童虐待防止法第2条 ・番号利用法第19条第7号 (1)DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について(平成29年7月13日事務連絡) (2)DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する事例の送付について(平成29年7月14日事務連絡) (3)マイナポータル「お知らせ機能」の利用における留意事項について(平成29年8月9日事務連絡) (4)DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する留意事項について(平成29年11月8日事務連絡)	情報提供ネットワークシステムでのDV等被害者の情報共有	各市町村の「住民記録システム」に記録されているDV等支援対象者の情報を、「住民基本台帳ネットワークシステム」上の本人確認情報と紐付けし、「情報提供ネットワークシステム」と連携させることで、全国の自治体(市町村間及び都道府県間)で情報共有できるようにすること。	【現状】 ・マイナンバー制度では、マイナンバーを用いた情報提供ネットワークシステム上の自治体間のやりとりを、本人がポータルサイトで確認できる仕組み(マイナポータル)が設けられている ・この仕組みを使って、DV等の加害者が、元同世帯だった被害者の避難先の自治体を把握できるおそれがある ・国はDV等の被害者に関しては情報提供ネットワークシステムにおける情報連携において、住所情報を秘匿する対応を求めている。(不開示コード、不開示該当フラグ、自動応答不可フラグの設定)  【問題】 ・市町村では、「住民記録システム」を活用して、被害者情報を同一市町村内で共有し、マイナンバーの秘匿対応を実施している。(市町村間での情報共有はなされていない) ・一方、都道府県では、市町村のような情報共有システムがないため、DV等被害者から窓口で申し出てもらうこととしているが、被害者が申出を行わなかった場合は秘匿対応ができず、加害者に避難先の都道府県が判明する恐れがある ・なお、DV等被害者からの申出の情報については、文書で関係課等と共有を行っているものの、申請が多い業務では逐一、文書を確認することは煩雑であり、完全な対応をとることが難しい実情である	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka_vosan.html</a>
R1	36	08_消防・防災・安全	都道府県	島根県、中国地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第4条、第6条の3	災害復旧事業における事務の簡素化	災害復旧事業における国庫負担金の申請の際に提出する資料について、事務費(工事雑費)の記載を省略し、国庫負担対象経費のみを記載するよう取扱いの見直し	・災害復旧事業における国庫負担申請において、申請から災害査定(朱入れ)まで、工事雑費を含めた額で、国土交通省へ申請することとなっている ・現在、事務費に対する国庫負担は廃止されているが、手続き上は国庫負担がなされていた際の取り扱いのままとなっている ・工事雑費を含めて申請すると端数調整が必要となる場合があり、申請額の誤りにも繋がるため取り扱いを改める ・平成30年に農林水産省所管の農地等災害復旧事業においては、事務費の取り扱いを改正されたところであり、国土交通省所管の公共土木施設等の災害復旧事業においても、同様に事務費の取り扱いの見直しをお願いするもの	—
R1	37	03_医療・福祉	都道府県	島根県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・管理者の常勤しない診療所の開設について(昭和29年10月19日医収第403号厚生労働省通知) ・医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱	都道府県等が診療所の管理者の常勤性の判断をしてよい旨の明確化	都道府県等が診療所の管理者の常勤性の判断をしてよい旨の明確化	・中山間地域や離島においては、開業医の高齢化が進み、後継者もない状況で閉院の危機がある。 ・その診療所を維持するためには、周辺の病院から複数の医師が交代で代診すれば良いが、都道府県では誰も診療時間の8割を勤務することができず(常勤性)、管理者になれない＝診療所が存続できないという認識である。 ・平成29年の地方分権改革に関する提案募集において厚生労働省からは「現行、診療所等の開設許可、管理者変更、管理者の複数管理の許可については、すでに都道府県等に権限が移譲されている。(中略)管理者の常勤性については、個別事例の判断については都道府県等の判断によるものとしている。」との見解が示されたが、通知等がないため、この見解を把握している団体は少ないと考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	38	11_その他	都道府県	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	総務省、外務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	①平成30年8月20日付け自国整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長) ②平成30年8月29日付け事務連絡「JETプログラムの一層の活用について(通知)」(総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長)	語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)に係る関係省庁と一般財団法人自治体国際化協会(クレア)との連携強化による地方公共団体への連絡の円滑化	JETプログラムの導入について、総務省等関係省庁及びクレアが十分に連携を図り、地方公共団体の意見も踏まえたうえで、事業の概要や通知スケジュール等を定めた要綱等を作成し、通知すること。	JETプログラムの導入にあたっては、連絡事項等について、関係省庁とクレアから関連した文書が異なる時期に届くなど、制度の全体像がわかりづらいほか、管内市町村への連絡取りまとめを行う都道府県の立場として、事務が進めづらい状況におかれている。 具体的には、平成30年度は、JETプログラムの新規配置要望調査(①)について、クレアからJETプログラムの概略資料等がないままに照会が届き、その9日後、関係省庁(総務省、外務省、文科省)からJETプログラムの概略や活用を促す通知(②)が届いている。 県では、①の到着後速やかに管内市町村等へ照会していたため、②が届く前に「JETプログラムを活用しない」と回答している団体もあり、連絡調整に苦慮し、制度活用の妨げとなっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (12)医療法(昭23法205) (i)診療所の管理者(10条)については、原則として、当該診療所で定めた医師の勤務時間の全てにおいて勤務する者とするとしているが、医師が不足している地域等でそのような医師を確保することが困難な診療所においては、そのような医師でなくとも、連絡体制の確保等による管理者責務の確実な履行を前提に、例外的に都道府県等が管理者と認めることができる旨を都道府県に通知する。 [措置済み(令和元年9月19日付け厚生労働省医政局総務課長、地域医療計画課長通知)]	—	医師が不足している地域等で管理者(10条)を確保することが困難な診療所については、診療所で定めた勤務時間の全てにおいて勤務する医師でなくとも、診療所の管理者と認めることができる旨を通知した。	【厚生労働省】診療所の管理者の常勤について(令和元年9月19日付け厚生労働省医政局総務課長、地域医療計画課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1.37">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1.37</a>	厚生労働省医政局総務課
5【総務省(22)】【外務省(1)】【文部科学省(13)】 語学指導等を行う外国青年招致事業 語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。	—	関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る通知文書(JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和2年9月16日付け事務連絡))を(一財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出した。	【総務省】【外務省】【文部科学省】JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和2年9月16日付け総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室長事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1.38">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1.38</a>	総務省自治行政局国際室 外務省大臣官房人物交流室 文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	39	11_その他	都道府県	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	総務省、外務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	①平成30年8月20日付け自国整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長) ②平成30年8月29日付け事務連絡「JETプログラムの一層の活用について(通知)」(総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長) ③平成30年9月12日付け自国整第375号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る新規招致者・再任用者数及び配置希望調査について(照会)」(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長)	JETプログラムの導入に係る事務の運用改善	JETプログラムの導入について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、遅くとも5月(新年度体制が整い、早期に検討を始められる時期)までには通知等の文書を発出すること。 発出に当たっては、関係省庁が発出する制度概略や制度導入のメリット等を示した活用促進に関する文書と、クレアが発出する新規配置要望の調査に係る文書等双方の連動した早期化が望ましいが、特に、関係省庁からの活用促進に関する文書については、導入検討の基点となるため、可能な限り早期に発出していただきたい。	県内では、平成31年度からの新規導入を検討していた2団体が、いずれも予算の調整や議会への報告等の関係で断念している。 平成31年度の導入に向けては、新規配置要望に係る調査が平成30年8月20日付け(①)及び9月12日付け(③)で発出され、回答期限は参加国などにより異なっており、関係省庁からの活用促進に係る通知は8月29日付け(②)で発出されているところだが、5月頃までに発出されていれば、各団体において、新たに活用するための調査や手続き等を進める期間を確保することができ、断念することなく要望できた可能性があった。 なお、現在のところJETプログラム活用している市町村の多くは教育委員会(ALT)のみであるが、近年では、首長部局によるCIRの活用検討に係る問い合わせが増えつつあり、導入実績のない部署で新規に活用する場合、検討はゼロからのスタートになるため、今後はさらに予算や議会との調整期間が必要となる場面が増えるものと想定される。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu_kekka.html</a>
R1	40	11_その他	都道府県	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	総務省	B 地方に対する規制緩和	・新地方公務員法第22条の2第2項及び7項 ・平成30年8月24日付け総行国第140号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴うJETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行等について(通知)」(総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長)	JETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行に係る事務の簡略化	JETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行について、制度の特殊性を考慮し、会計年度につき、任用手続きと条件付き採用手続きが1回で済むように、次のいずれかの運用手続きを定めること。 ①会計年度任用職員制度の例外とし、取扱いを地方の運用に任せること。 ②会計年度任用職員制度に適合させるため、特に、初めて任用された年度の翌年度以降も継続して任用する場合の任用期間については、来日日を基準とする任用期間ではなく、4月1日～3月31日とすることを認める等、事務の簡略化に繋がる運用手続きに変更すること。	JETプログラムの任用期間は、年度途中から1年間となることから、会計年度任用職員制度に移行することにより、年に2回の任用手続きとその度毎の条件付き採用及び正式採用の判断が必要となる。 例えば、春来日の場合、4月15日～3月31日、4月1日～4月14日の2回となり、同一職員を2年目以降任用する場合も同様に2回ずつの手続きが必要となる。こうした運用は非合理的であり、不要な事務負担である。 なお、制度の詳細は、次のとおり。 ・新地方公務員法第22条の2第2項により、会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で定めるものとされているため、3月31日で一度任期を区切らなければならない。また、同条第7項により、採用から一月は条件付採用の期間となり、その間の職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となる。 ・ただし、JETプログラムは、年度途中で来日し、来日した翌日から1年間となっている。 ・JETプログラム参加者の報酬額は来日から1年ごとに期間に応じて変更しなければならない(平成30年8月24日付け総行国第140号・三省通知)が、クレアからは報酬額を変更した際は、「再度の任用」(新たな職への採用)手続きをしなければならないと考え方が示されている。 ・つまり、4月1日に新地公法に基づき「再度の任用」を行い、次に、来日から1年経過する時点で、報酬額の変更に伴い「再度の任用」手続きが必要となり、結果として任用期間が2回に分かれることになる。	—
R1	41	11_その他	都道府県	秋田県、岩手県、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、西和賀町、湯沢市、大仙市、小坂町、羽後町、東成瀬村	法務省	B 地方に対する規制緩和	平成31年2月13日「外国人受入環境整備交付金(整備)交付要綱」、「外国人受入環境整備交付金(整備)公募要領」	外国人受入環境整備交付金の運用改善	外国人受入環境整備交付金について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、国の概算要求が公表される8月に合わせて、 ・交付申請等のスケジュール ・対象となる事業の要件 ・対象経費、対象外経費の別に関する情報を提供すること。	同交付金については、1月中旬に初めて国から説明があり、要綱案等の提示があったのは1月末であった。本県の場合、当初予算の編成及び2月補正予算については、2月議会で提案するために作業を進める必要があり、その庁内の調整は年内に完了している。このようなスケジュールでは、交付金を活用した事業の実施は非常に困難である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu_kekka.html</a>
R1	42	11_その他	都道府県	秋田県、湯沢市、小坂町、羽後町	総務省	B 地方に対する規制緩和	①平成30年6月7日付け事務連絡「平成28年度決算における自治体情報システム構造改革推進事業に関する調査について(依頼)」(総務省自治行政局地域情報政策室)及び同調査要領 ②平成30年8月14日付け事務連絡「平成27年度及び平成28年度決算における市区町村情報システム経費に関する調査について(依頼)」(総務省自治行政局地域情報政策室)及び同記入要領 ③平成31年2月4日付け総行情報第13号「改元に伴う情報システム改修等の対応状況調査について(照会)」及び同記入要領	総務省から市町村に対する調査・照会業務に係る事務の廃止	総務省から市町村に対する下記のような調査・照会業務について、県の経由事務を廃止すること。 (平成30年度に実施した調査の例) ①平成28年度決算における自治体情報システム構造改革推進事業に関する調査 ②平成27年度及び平成28年度決算における市区町村情報システム経費に関する調査 ③改元に伴う情報システム改修等の対応状況調査	現在、総務省からの調査・照会は、各市町村の回答を県で一度取りまとめし、総務省へ報告する方法となっている。 取りまとめにあたっては、調査趣旨と齟齬がないよう、調査要領と市町村回答を県で一度突き合わせ、必要に応じて回答内容について問合せのうえ、回答修正を依頼する必要がある。このほか、市町村からの回答に係る問合せに対しては、県が判断することができず、国へ問合せを行う必要がある。 回答取りまとめのみならず、各市町村からの質問事項や、提出期限から遅れる旨の連絡についても、県で取りまとめ総務省へ報告するよう定められている調査もある。 このため、県の担当職員が対応のために多大な時間を要することとなり、負担となっている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【総務省(22)】【外務省(1)】【文部科学省(13)】 (22)語学指導等を行う外国青年招致事業 語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。	—	関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る通知文書(JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和2年9月16日付け事務連絡))を(一財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出した。	【総務省】【外務省】【文部科学省】JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和2年9月16日付け総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室長事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/rifu.tsuchi.html#r1_39">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/rifu.tsuchi.html#r1_39</a>	総務省自治行政局国際室 外務省大臣官房人物交流室 文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室
—	—	—	—	—	—
5【法務省】 (5)外国人受入環境整備交付金 外国人受入環境整備交付金については、令和2年度交付分から、前年度の12月までに事業の概要について事務連絡等により地方公共団体に周知する。 [措置済み(令和元年11月29日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課補佐官事務連絡)]	—	外国人受入環境整備交付金の交付対象となる経費、スケジュール等については、対象年度の前年度の12月までに通知することとした。	【法務省】令和2年度の外国人受入環境整備交付金の概要について(令和元年11月29日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課補佐官事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/rifu.tsuchi.html#r1_41">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/rifu.tsuchi.html#r1_41</a>	出入国在留管理庁在留支援課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	43	02_農業・農地	都道府県	秋田県、湯沢市、由利本荘市、小坂町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	養蜂振興法第4条(転飼養蜂の規制)及び同法第8条第1項(蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等) 平成24年11月1日付け24生畜第1518号「養蜂振興法の施行について」(農林水産省生産局長通知) 平成29年8月24日付け29生畜第581号「養蜂振興法の適切な運用について」(農林水産省生産局畜産振興課長)	養蜂振興法に基づく転飼許可に係る基準の明確化等	養蜂振興法に基づく転飼許可及び蜂群配置に係る調整について、国の通知に示す「蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならない限り蜂群の転飼を許可されたい。」という基準の趣旨や解釈等を明確化すること。 また、地方が許可判断を円滑に行うことが可能となるよう、当該基準の趣旨や解釈等に準じて必要となる科学的知見(適正群数、適正蜂群間距離の算出方法、蜜源調査方法等)の提供を行うこと。	【現行制度】 養蜂振興法第4条において、養蜂業者が他の都道府県の区域内に転飼するときは、あらかじめ、その場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。一方、平成24年の生産局長通知では、「蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならない限り蜂群の転飼を許可されたい」としている。 本県ではこれまで国に対し、蜂群配置における適正群数や適正蜂群間距離の算出方法、蜜源調査方法等の提示を求めてきたが、平成31年1月に示されたQ&Aでも「科学者においても統一の見解を示すことは困難」とし、許可判断に資する具体的な情報はこれまで示されていない。 【支障事例】 平成27年、本県が不許可とした転飼許可申請事案に対し、不許可処分取消請求が地方裁判所へ提訴された。裁判途中で取り下げとなったため判決に至らなかったが、「著しく過剰な状態」と判断する基準が明確となっていないと裁判官から指摘された。 当該基準が明確になっていないため、不許可とした事案に対して不許可処分取消請求等が提訴された場合に敗訴する可能性があり、許可事務や転飼調整に支障が出ている。敗訴した場合には県の措置の実効性が失われる事態が想定される。 県内の転飼許可申請件数は例年250件程度で、平成30年度の不許可件数は4件だった。県内での配置調整についても合わせるとトラブルは毎年10件程度ある。養蜂業者からもトラブル防止のためには基準が必要だという声がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	44	10_運輸・交通	都道府県	秋田県、小坂町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空港法第9条第1項、第10条第1項・第3項 空港法施行令第4条 空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱第2条第1項	国土交通省空港施設災害復旧事業費(補助)について、補助対象及び補助採択要件の明確化を求める。	国土交通省空港施設災害復旧事業費(補助)について、補助対象及び補助採択要件の明確化を求める。	平成29年7月の大雨で秋田空港及び大館能代空港内の法面(滑走路外周の管理用道路の法面)が崩落した際、電話にて補助要望を打診したが、空港法上の補助対象となる「空港用地」に該当しないとの理由で、電話での打診段階で対象外とされた。 法令上、本事業の対象となるのは「滑走路等又は空港用地」や「排水施設等」の災害復旧工事とされている。今回のケースでは、直接「滑走路」や「排水施設」が崩れたのではなく、また、「空港用地」は「平らな空地」と定義されているため、対象にならないと判断された。しかし、法面崩落により排水施設である側溝が土砂で埋まったことから、更なる被害拡大も懸念される状態であった。 その後、急を要する案件であったため再度相談したところ、今度は、大雨被害であることを証明できるよう、日常点検のなかで法面を盛り上げて地面がどのような状態となっているのか確認し、施設のすみずみまで点検している記録があるかといった厳しい補助採択条件が提示された。 当県では国土交通省から示されている指針に基づき策定した空港施設の維持管理に関する要領や計画に基づく点検以上のことは実施していなかったため、結果的に別事業(県単災害復旧事業)として執行せざるを得ない状況となった。 補助要綱等にも明記されていない厳しい採択条件ではなく、通常の点検によって柔軟に採択することが可能となるよう、採択要件を明確化していただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	45	11_その他	都道府県	秋田県、岩手県、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、滝沢市、西和賀町、軽米町、一戸町、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、小坂町、羽後町	内閣府	B 地方に対する規制緩和	・2018年12月21日付け事務連絡「第51回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について」(内閣府地方創生推進事務局) ・平成30年12月21日付け事務連絡「2019年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について」(内閣府地方創生推進事務局) ・地域再生計画認定申請マニュアル(総論)第1章1-2	地域再生計画に係る申請受付時期(期限)の見直し	地方創生推進交付金を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請の時期については、同交付金の内示後とするよう見直すこと。	地方創生推進交付金を活用する事業に係る地域再生計画の作成に当たっては、大部分が地方創生推進交付金に係る実施計画からの転記で作成することとなっているが、両計画の申請期限がほぼ同時であり、交付金実施計画作成後、短期間で地域再生計画の作成となるため、集中的な事務作業となり負担が大きい。(参考:交付金の実施計画は1月24日までメール提出、地域再生計画認定申請書は1月25日までメール提出(鑑は知事印を押印の上、郵送提出が必要)) また、地域再生計画は地方創生推進交付金申請時点での作成のため、同交付金の採択状況(内示後)により修正や取り下げ処理が発生している。 取り下げとなると、地域再生計画の作成・提出、また提出後に指摘を受けて行った修正に係る作業について、不要な作業を行ったことになる。	
R1	46	08_消防・防災・安全	中核市	倉敷市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法	「借上型仮設住宅」借り換えの柔軟な運用	引越し費用、敷金礼金、仲介手数料などは被災者負担、かつ、現在より家賃が低い物件への転居については、自己都合によるものであっても「借上型仮設住宅」の借り換え(特に被災地域である真備町内)を可能とできるような運用を望む。	昨年の平成30年7月豪雨では、借上型仮設住宅の入居申込みが短期間に集中し、申し込み世帯も非常に多かった(3,000世帯超)ため、不動産業者は物件の内覧等にとっても応じられない状況で、結果として、不便な物件を契約する被災世帯が数多くあった。 生活がある程度落ち着いてから、通勤・通学や買い物、利便性を求め転居したいという声が上がっている。また、被災から1年近く経過し、被災地域である真備町内のアパートも復旧してきており、より自宅に近い場所への借り換えを希望する声も上がっている。 現在、方々に散らばった借上型仮設住宅の被災者の小中学生をスクールバスで真備町内の小中学校に送迎しているが、バスの運行にかかる費用は年間10億円にのぼり財政的な負担が非常に大きい状況である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka-vosan.html</a>
R1	47	03_医療・福祉	中核市	福井市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉士及び介護福祉士法、同施行規則	医療的ケア児に対する保育士の対応可能範囲拡大	保育士の対応が可能な医療的ケアに酸素療法の管理を加えること	都道府県知事が行う研修を修了し、認定証の交付を受けることにより、保育士ができる行為(特定行為)はたんの吸引と経管栄養に限定されている。 そのため、当該行為以外の行為が必要となる医療的ケア児の保育園等への受入れについて、相談の段階で断る例が生じている。 本来であれば看護師を雇用し対応するのが理想的であるが、看護師の確保が困難な中、児童の社会性の発達に資する集団保育を経験する機会を奪うことにつながる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【農林水産省】 (6)養蜂振興法(昭30法180) 転飼の許可(4条1項)及び蜂群配置の適正等を図るための措置(8条1項)については、都道府県における円滑かつ適正な事務の実施に資するよう、有識者、関係団体及び都道府県の参加を得て調査等を行い、転飼の許可及び措置の実施に当たって参考となる科学的知見等を令和3年度中を目途に都道府県に情報提供する。	—	令和3年度当初予算において、蜂群配置調整の適正化に向けた関連データの蓄積・活用等を支援するため、養蜂等振興強化推進事業の予算額を大幅に拡充。 当該事業の活用により、全国段階では蜜源関連データの収集や地図情報データの作成に向けた調査が行われ、地域段階では蜜源植物の植栽や実態把握に向けた植栽状況調査が行われた。 令和3年度の事業により得られた科学的知見等について、令和4年3月24日に「養蜂関連データの蓄積・活用に関する情報交換会」を開催し、都道府県に情報提供を行った。	【農林水産省】養蜂関連データの蓄積・活用に関する情報交換会資料(令和4年3月24日)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_43">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_43</a>	農林水産省畜産局畜産振興課
5【国土交通省】 (16)空港法(昭31法80) 空港施設災害復旧事業費補助金については、「空港内の施設の維持管理指針」(平26国土交通省航空局)に基づき地方公共団体が策定した維持管理計画に沿って空港施設の維持管理を適切に実施している場合には、災害復旧工事の対象外である「甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの(施行令4条5号)」に該当しないことを含め、採択要件等を明確化し、地方公共団体に令和2年中に周知する。	—	空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱の補足として、別添「空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱について～補助事業採択要件の補足等～」を、関係地方公共団体あて、令和2年4月9日に配布した。	【国土交通省】空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱について～補助事業採択要件の補足等～(令和2年4月9日)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_44">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_44</a>	国土交通省航空局空港計画課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (29)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (iii)保育士等が行うことができる喀痰吸引等の特定行為(施行規則1条)の対象に在宅酸素療法の管理を追加することについては、専門的見地や現場の実情、必要性等を踏まえた保育所における医療的ケア児の受入れに係る調査を行った上で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	48	03_医療・福祉	中核市	福井市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法第63条、第88条	医療的ケア児に対する訪問看護サービスの利用範囲拡大	健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要に応じて「居宅」以外の保育所等を訪問先として認める。	医療的ケア児の受入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応することは、看護師の確保や予算の関係上難しい。健康保険法上、訪問看護サービスにおける看護師の訪問先は「居宅」に限定されており、保育所等への訪問には適用されないため、実質的にその利用が制限され、保育士等だけの対応に限界がある中、医療的ケア児の受入れが進まず苦慮している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	49	01_土地利用(農地除く)	中核市	福井市	総務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法第10条の7の2、第191条の2第1項、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について(平成23年4月22日付け23林整計第26号)、固定資産税課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について(平成24年3月26日付け23林整計第342号)	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和	森林法に基づき、固定資産税台帳に記載されている森林所有者に関する情報を利用するにあたり、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者に限らず、登記簿と異なる台帳記載情報について行政機関の内部で活用できるようにすること。	【現行制度】 行政機関内部で森林所有者等に関する情報を利用する場合、森林法第10条の7の2に規定する森林の土地の所有者に関する情報のうち、税務部局が調査した結果知り得た情報については、同条が施行される平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされている。 【支障事例】 森林法第10条の8第1項の伐採届について、伐採業者等が立木を買い受けて伐採する場合には伐採業者等と所有者が共同で届出書を提出することとされている。当該届出書の記載内容と森林部局で把握している情報とに不一致があった場合、固定資産税課税台帳により確認を行おうとしても上記のような制限がかかるため、受理等の作業の遅延や、受理自体ができない事態が発生している。 また森林経営管理法において、経営管理意向調査を行う際に調査が円滑に進まないことが懸念されるなど、当該法律に基づく制度の適切かつ円滑な運用にも今後支障が出る可能性がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	50	07_産業振興	都道府県	福井県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(第2条)、同法施行令(第3条)	農村産業法における人口要件の緩和	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に定める農村地域につき、人口20万人以上の市であっても人口流出が著しい地方都市については農村地域の対象とするなど、人口要件を緩和すること	人口26万人の福井市は、農村産業法による農村地域の対象から除外されるため、農工団地の整備ができず、結果的に企業進出が進まない。	—
R1	51	11_その他	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	平成30年12月21日付 内閣府地方創生推進事務局「移住支援事業・マッチング支援事業について」 2019年度地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)に関するQ&A	地方創生推進交付金地方創生移住支援事業の申請主体の見直し	国において「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に基づき創設された地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)のうち、地方創生移住支援事業について、県と市町村との共同申請に加え、市町村の単独申請を可能とすること。	地方創生移住支援事業の事業主体は都道府県と市町村の両方とされ、財政負担割合は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とされている。このため、県が管内全市町の移住支援金の給付要望人数に応じて事業を行うことは、県の財政負担が大きく、厳しい財政状況の下では困難であり、当該制度を活用して移住支援に取り組もうとする市町を支援しきれないことになる。また、広域行政を担う県と住民との距離が近い市町とではそもそも役割が異なることから、施策の優先順位や財政措置に自ずと差異が生じるため、積極的に本事業を実施したい市町は、県との考え方が違うことにより本事業に申請できない場合がある。(なお、本県では令和元年度、移住支援金を給付する移住者の目標人数を5人(世帯)に設定し、求人対象企業を平成30年7月豪雨災害で被害が特に大きかった3市に事業所が存在する企業としている。)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	52	11_その他	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、高知県	環境省	B 地方に対する規制緩和	地域環境保全基金質疑応答集 No.12	地域環境保全基金事業にかかる経費(旅費)の認定及び通知等による明確化	地域環境保全基金を活用した事業(例:県民向けの普及啓発事業)を行う際、現行では事業経費として認められていない県職員の旅費を経費として認定するとともに通知等において明確化していただきたい。	職員旅費は、県内各地で普及啓発イベント等の基金事業を実施するために必要不可欠な経費であるが、環境省が示した地域環境保全基金質疑応答集において、基金事業の対象経費として認められないとされており、念のため環境省にも問い合わせたが、同様の回答であった。このため、今年度事業の実施に要する職員旅費については、基金の県独自上乗せ部分を活用して捻出する予定であるが、来年度からは、上乗せ分がなくなるため、対応に苦慮している。 本県では過去に「地域グリーンニューディール基金」を活用した事業を実施しており、同基金では職員旅費も事業経費として認められていたことから、地域住民への普及啓発事業を目的とする地域環境保全基金において、職員旅費が事業経費として認められないとする現状の運用には疑義がある。 また、地域環境保全基金の財源については本県も2分の1を負担している状況であり、県議会をはじめ、関係各所から職員旅費に対する基金充当について意見や問い合わせ等があれば、合理的な運用理由を説明する必要があるが、質疑応答集の内容は交付要綱の規定からは読み取れず、運用の根拠として不安を感じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(4)】 健康保険法(大11法70)、児童福祉法(昭22法164)及び教育支援体制整備事業費補助金 医療的ケア児への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受入体制整備を促進する方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(1)】 健康保険法(大11法70)、児童福祉法(昭22法164)及び教育支援体制整備事業費補助金 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(以下「医療的ケア児」という。)への支援については、保育所等や学校における受入体制整備を促進するため、以下の措置を講ずる。 ・訪問看護ステーションからの医療的ケア児に係る情報提供については、訪問看護情報提供療養費の算定対象や回数を拡充する。 [措置済み(訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第62号))] ・保育所等については、医療的ケア児保育支援事業について補助対象自治体の拡充を行うとともに、補助基準額に喀痰吸引等研修を受講した保育士の処遇改善費用を追加する。 [措置済み(令和3年4月1日付け厚生労働省子ども家庭局長通知、令和3年12月1日付け厚生労働事務次官通知)] ・学校については、医療的ケアを実施する看護師の配置に係る経費を拡充するとともに、学校における医療的ケア実施体制充実事業において、新たに地域の小・中学校等における医療的ケア児支援体制の在り方に関する調査研究を実施する。 [措置済み(令和3年5月13日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)]	医療的ケア児の受入体制整備促進について、 ・訪問看護ステーションからの情報提供について、医療保険における算定対象・回数を拡充 ・医療的ケア児保育支援事業について、補助対象自治体を拡充 ・医療的ケアを実施する看護師の学校への配置に係る経費を拡充するとともに学校における支援体制の在り方について調査研究を実施	【厚生労働省】訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第62号) 【厚生労働省】「多様な保育促進事業の実施について」の一部改正について(令和3年4月1日付け厚生労働省子ども家庭局長通知) 【厚生労働省】保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について(令和3年12月1日付け厚生労働事務次官通知) 【文部科学省】学校における医療的ケア実施体制充実事業(小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究)の公募について(周知)(令和3年5月13日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_48">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_48</a>	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 厚生労働省保険局医療課、子ども家庭局保育課
5【総務省(8)】【農林水産省(5)】 森林法(昭26法249)及び森林経営管理法(平30法35) 森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。	—	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号)により森林法(昭和26年法律第249号)が改正され(令和2年6月10日施行)、第191条の4第2項に、市町村が森林の土地の所有者を把握するための調査を行う旨が明記されるとともに、当該調査により得られた情報を林地台帳へ反映できることとされた。 本改正を受けて、地方税法上の守秘義務の対象である固定資産税情報について、市町村内部での利用が可能となった。	【総務省】「固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の取扱いについて」(令和2年6月15日付け総務省自治税務局固定資産税課長通知) 【農林水産省】「林地台帳制度の運用について」(平成29年3月29日付け林野庁長官通知) 【農林水産省】「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用について」(平成23年4月22日付け林野庁長官通知) 【農林水産省】「林地台帳制度の運用上の留意事項について」(平成29年3月29日付け林野庁森林整備部計画課長通知) 【農林水産省】「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について」(平成24年3月26日付け林野庁森林整備部計画課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_49">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_49</a>	総務省自治税務局固定資産税課 林野庁森林整備部計画課
—	—	—	—	—	—
5【内閣府】 (14) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)の交付対象事業のうち、地方創生移住支援事業については、都道府県と市町村の負担割合をそれぞれ原則4分の1としているが、地域の実情等に応じてその割合を変更することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年12月5日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)]	—	地方創生移住支援事業については、都道府県と市町村の負担割合を地域の実情等に応じて変更可能である旨を通知した。	【内閣府】地方創生移住支援事業の地方分の財政負担割合について(周知)(令和元年12月5日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_51">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_51</a>	内閣府地方創生推進事務局
5【環境省】 (4) 地域環境保全基金事業 地域環境保全基金に基づく補助事業の対象経費については、事業を実施するために必要な地方公共団体職員の旅費も含まれることを、都道府県及び指定都市に令和元年度中に通知する。	—	地域環境保全基金に基づく補助事業の対象経費については、事業を実施するために必要な地方公共団体職員の旅費も含まれることを、都道府県及び指定都市に通知した。	【環境省】地域環境保全基金事業における対象経費について(令和元年12月23日付け環境省大臣官房環境計画課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_52">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_52</a>	環境省大臣官房環境計画課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	53	03_医療・福祉	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」(平成23年3月厚生労働省)	ビッグデータを活用した生活習慣病対策推進のためのデータ提供体制の構築	同一市区町村内においても、都市部、農政部、島嶼部、山間部等生活習慣の相違により健康課題も異なることが想定されるため、個人が特定されないよう十分に配慮した上で、詳細な地区分析を踏まえた健康課題を住民へ公表・周知し、注意喚起が可能となるよう「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」の地域区分の集計単位の制限を廃止し、地域の健康課題に応じた施策を展開するためのデータ提供体制を構築すること	保健医療分野のビッグデータ活用については、国において、平成29年7月に示された「国民の健康確保のためのビッグデータ活用推進に関する改革推進計画」に基づき、2020年度に健康・医療・介護の総合的な保健医療データプラットフォームを本格稼働すべく準備が進められているところである。そうした中、平成30年度から、国民健康保険の保険者に都道府県が加わったことにより、国民健康保険の被保険者については、国データベースシステム等の活用により市区町村内の小地区での詳細な分析が可能となったが、他保険者を含む地域の健康課題の全体像を把握し、効果的な生活習慣病対策を展開するためには、都道府県・市区町村において、医療保険者の区別なく分析を進め、地域別の生活習慣と健康課題等を把握する必要がある。しかしながら、左記ガイドラインにおいて、「特定健診等情報に係る受診者の住所地については、原則として公表される研究成果物における最も狭い地域区分の集計単位は2次医療圏または市区町村とすること。」と規定されていることから、他保険者から提供される匿名加工データについては、地域区分が平成大合併後の現行市区町村単位となっており、詳細な地区分析に必要なデータを入力することが困難となっている。	—
R1	54	11_その他	都道府県	山梨県	警察庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	道路交通法附則第16条	交通安全対策特別交付金の交付決定日の前倒し	交通安全対策特別交付金の都道府県への交付を、現状の3月下旬から3月上旬に前倒しすることを求める。	交通安全対策特別交付金については、国から、年2回(9月、3月)都道府県に交付される。このうち、3月の交付については、例年3月20日前後に交付されるが、年度末の繁忙期とも重なり、当該交付金の県における受け入れ及び市町村への支払い業務に支障をきたしており、事務処理ミスも誘発しやすい状況である。平成30年度においては、国の交付決定から市町村への支出まで中3開庁日しかなく、その間に歳入歳出処理と市町村への交付額確定通知を作成・決裁を行う必要があり、特に各市町村への交付額決定通知の起案と、「支出負担行為即支出決定決議書」に時間を要している。  【平成30年度事務処理日程】 平成31年3月22日(金) 交付決定 平成31年3月26日(火) 県会計担当部署に持ち込み 平成31年3月27日(水) 会計担当部署における確定処理 平成31年3月28日(木) 市町村口座への振り込み	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html</a>
R1	55	06_環境・衛生	都道府県	山梨県	総務省	B 地方に対する規制緩和	公害紛争処理法第18条1項	公害審査委員候補者の委嘱期間の条例委任	公害審査委員候補者の委嘱期間について、現在は公害紛争処理法により毎年とされているが、地域の実情に応じて条例により、1年よりも長い期間委嘱することができるようにする。	公害審査委員候補者の委嘱期間については、公害紛争処理法第18条第1項により毎年と定められている。しかし、実際には、1年を超えて再任される候補者が多く、直近では13名中12名が再任されている状況である。一方で、職員の人材不足で他業務に圧迫されるなか、短期的に改選手続きが発生し、事務負担となっている。地方の実情に応じた運営が可能となるよう見直しを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html</a>
R1	56	11_その他	指定都市	広島市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第231条の2、地方自治法施行令第157条の2	地方自治体が独自に設けているポイント制度のポイントによる公金収納の取扱いの明確化	地方自治体の施設利用料及び手数料等の公金収納において、地方自治体が独自に設けているポイント制度のポイントによる収納が、電子マネーと同様、指定代理納付者制度の活用により可能となるよう、法制度上の取扱いを明確化するよう求める。	地方公共団体の公金の納付方法については、現金による方法以外では、証紙、口座振替、クレジットカード、電子マネー等によることとされている。近年、民間企業では、1取引当たりの金額に応じて独自のポイントを付与し、次回以降の取引でポイントによる値引きや商品交換を実施するという決済手段が急速に普及している。こうした中、本市では、地域経済及び地域住民の活動の活性化を図るため、ICカードを活用した「広島広域都市圏ポイント」を導入しており、電子マネーと同様の指定代理納付者制度を活用し、ポイントによる公金(公共施設利用料及び地方自治体における証明書発行手数料等)の収納を行うよう準備を進めている。ポイントによる公金収納が可能となれば、本市独自のポイント制度の効用が高まり、圏城市町への更なる普及も期待できると考えられるが、現状では、法令や国の通知等において明確な規定がされておらず、実現への妨げとなっている。	—
R1	57	05_教育・文化	指定都市	広島市、広島県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	・学校給食法第9条 ・学校給食衛生管理基準—第3-(4)①	学校給食における前日調理の規制の緩和	学校給食衛生管理基準において、「給食の食品は、原則として、前日調理を行わず」と定められているが、前日調理を規制している根拠(リスク)を明確に示した上で、このリスクを排除することができる場合は前日調理を可能とするよう求める。	本市では、平成29年度に最大1万2千食/日を調理できる民設民営の学校給食センターを開設し、献立にも工夫を加えながら、より多様な給食の提供に取り組んでいる。こうした中、食材として多くの根菜類を使用する献立の場合、その下処理(泥落としや皮むき)に時間を要することから、これらの作業を給食の提供前日に処理することの可否について文部科学省に確認したところ、学校給食衛生管理基準で原則禁止されている「前日調理」に当たるとの見解であった。本市の民設民営の学校給食センターは、HACCP支援法の認定を受けた高度な衛生管理体制を有する施設であり、前日調理による衛生上のリスクを排除するための取組(冷凍保存等)を行うことができるにもかかわらず、このリスクが具体的に示されていないため、前日の下処理を認められない状況にあり、多彩な野菜を使用した給食の実現の妨げとなっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【警察庁(1)】【総務省(9)】 (1)道路交通法(昭35法105) 交通安全対策特別交付金(附則16条)の交付決定(3月交付分)については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。	—	交通安全対策特別交付金の交付決定について、令和元年度の交付分(令和2年3月)から前倒しした。 (実績)令和元年度交付決定 :3月12日(木) (参考)平成30年度交付決定 :3月22日(金)	—	—	警察庁長官官房会計課 総務省自治財政局交付税課
5【総務省】 (10)公害紛争処理法(昭45法108) 公害審査委員候補者(18条1項)の委嘱期間については、1年を超え3年を上限として都道府県が条例で定める期間とすることを可能とする。	—	公害審査会を置かない都道府県において、公害審査委員候補者について、1年を超え3年以下の期間で、都道府県が条例で定める期間ごとに委嘱することができるようになり、地域の実情に応じた柔軟な委嘱期間の設定が可能となった。 (公害紛争処理法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和2年法律第41号)が第201回国会において令和2年6月3日に成立。同月10日に公布・施行。なお、上述の施行に係る規定の整備のため、公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第59号)が令和2年6月10日に公布・施行。)	【総務省】公害紛争処理法等の一部改正について(令和2年6月10日付け公害等調整委員会事務局総務課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosvu/2019/r1fu-tsuchi.html#r155">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosvu/2019/r1fu-tsuchi.html#r155</a>	総務省公害等調整委員会事務局
—	—	—	—	—	—
5【文部科学省】 (7)学校給食法(昭29法160) (i)学校給食における前日調理については、学校給食衛生管理基準(9条1項)において、食中毒予防の観点から原則として行わないこととしているが、当該基準は、学校設置者の責任において安全性を確保した上で前日調理を実施することを一律に排除しているものではないことを明確化するため、都道府県教育委員会等に通知する。 [措置済み(令和元年12月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)]	—	学校給食における前日調理については、学校設置者の責任において、安全性を確保した上で行うことを一律に排除するものではない旨を通知した。	【文部科学省】学校給食衛生管理基準に照らした適切な衛生管理について(令和元年12月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosvu/2019/r1fu-tsuchi.html#r157">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosvu/2019/r1fu-tsuchi.html#r157</a>	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	58	05.教育・文化	指定都市	広島市、広島県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	・学校教育法第37条第2項、第13項 ・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 ・学校給食法第6条、第7条、第10条	栄養教諭等の配置基準の民設共同調理場への拡大	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準に民設民営の学校給食センター等を加えるよう求める。	義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく等しく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に関しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考える。 しかしながら、食育等に関して非常に重要な役割を果たす栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により標準数が定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数とは関係なく、給食調理施設が公設であるか民設であるかによって分かれており、著しく合理性を欠くものとなっている。 こうした中、本市では、現在、民設の給食調理施設を含めて、児童生徒へ給食を提供できる体制をとっており、配置基準の対象とされていない民設民営の学校給食センターやデリバリーの受配校に対しては、単独財源により栄養教諭や嘱託の栄養士を配置し、食育の指導等を行っているが、栄養教諭が学校給食を活用して食に関する実践的な指導を行うことを定めた学校給食法の規定や食育の推進、食物アレルギー対応における栄養教諭の必要性を踏まえれば、早急に改善が必要である。  【栄養教諭・学校栄養職員の配置基準】 ①自校調理校:児童生徒数 550以上の学校に1人 550人未満の学校には4校に1人 ②公設共同調理場:児童生徒数 1,500人以下が1人 1,501人～6,000人が2人 6,001人以上が3人 ③民設共同調理場:基準対象外	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html</a>
R1	59	05.教育・文化	指定都市	広島市、広島県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	・学校教育法第37条第2項、第13項 ・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 ・学校給食法第6条、第7条、第10条	栄養教諭等の配置基準の一本化	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準について、民設の共同調理場を対象とした上で、公設及び民設の共同調理場に係る配置基準の算定方法を、自校調理校と同様の学校単位に改めるよう求める。	義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく等しく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に関しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考える。 食育等に関して非常に重要な役割を果たす栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により標準数が定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数とは関係なく、単に学校給食が自校調理であるか共同調理であるかによって算定方法が大きく異なり、著しく均衡を欠くものとなっている。 平成17年度に食育基本法が施行されるとともに栄養教諭制度が創設され、従前の学校栄養職員に加え新たに栄養教諭が設けられ、栄養教諭は、従来は学校栄養職員が担っていた給食管理に加え、児童生徒の発達段階等に配慮した授業などを通じた食に関する指導を行うことが必須となったにもかかわらず、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は、従前の学校栄養職員の配置基準を踏襲することとされた。学校給食を活用した食に関する実践的な指導や食育の推進、食物アレルギーへの対応など、児童生徒1人1人に対応した業務の重要性は高まっており、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準が実態に即していないため、学校における役割を十分に果たせるものとなっておらず、改善が必要である。  【栄養教諭・学校栄養職員の配置基準】 ①自校調理校:児童生徒数 550以上の学校に1人 550人未満の学校には4校に1人 ②公設共同調理場:児童生徒数 1,500人以下が1人 1,501人～6,000人が2人 6,001人以上が3人 ③民設共同調理場:基準対象外	—
R1	60	03.医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知) ・有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)	有料道路における障害者割引制度の改善	有料道路における障害者割引制度について、割引を適用する車両の指定及び申請日以降2回目の誕生日ごとの更新手続を撤廃し、身体障害者手帳等の提示のみで適用する方法に改めるよう求める。 また、ETC割引手続での「ETC利用対象者証明書」を省略し、既定の申請書に身体障害者手帳等のコピーを添付し、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付すれば利用手続が行える方法に改めるよう求める。	有料道路における障害者割引制度については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知)」等により市町村福祉事務所等における事務の実施について規定され、「有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)」により運用されているが、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日までに市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている。 また、ETC割引の手続については、現在、申請者が市町村福祉事務所等で「ETC利用対象者証明書」の交付を受け、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付する必要があるが、市町村福祉事務所等へ出向くことが負担となっている。	—
R1	61	03.医療・福祉	指定都市	広島市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定子ども園施設整備交付金交付要綱ほか	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の一元化	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の内閣府への一元化を求める。	制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚生労働省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。 (申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求めるもの)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
5【内閣府(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【内閣府(4)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 [措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)]	認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のもので統一した。	【文部科学省】認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知) 【厚生労働省】保育所等整備交付金の交付について(令和2年6月5日付け厚生労働事務次官通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/rifu-tsuchi.html#r1_61">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/rifu-tsuchi.html#r1_61</a>	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	62	03_医療・福祉	一般市	伊佐市、鹿児島県市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の見直し	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準について、主として重症心身障害児を通わせていないセンターにおいても、看護師を定数参入することができるようにされたい。	福祉型発達支援センターに通所する乳幼児は、身体の虚弱や病気を抱えている子も多く、医療機関や保護者等との日頃の連携・相談や、体調急変時などに適切な対応を行うためには、医療・保健に精通した看護師等有資格者の存在が不可欠で、必要性が極めて高い。しかし、現行の基準では、主として重症心身障害児が通うセンターとして指定を受けなければ、求められる従業員数に看護師を含めることができないため、小規模自治体で重症心身障害児の数が少ない当市のセンターは、独自に看護師2人を配置している。また、看護師を配置している当市のセンターの需要は高く、他市町在住の保護者から受け入れ相談が寄せられるが、定員を満たす状態にあるためお断りしている。このことは、全国的にセンター設置を進め障害児支援が推進される中、医療的ケアの対応が出来ないことを理由に居住する地域でのセンター受け入れを断られ、児童発達支援を希望するにも関わらずサービスを受けられない乳幼児が存在することを示唆しており、看過できない問題である。障害を持つ子ども及びその保護者であっても、地域全体で子育てを支援し、安心して子育てができる環境を構築する上で児童発達支援は重要なサービスであり、その中核的施設である児童発達支援センターにおける看護師配置は必須条件である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	63	11_その他	都道府県	高知県、徳島県、香川県、愛媛県	環境省	B 地方に対する規制緩和	・鳥獣保護管理法43条、51条1項、56条1項1号、60条 ・鳥獣保護管理法施行規則48条1項2号及び3項、58条1項2号及び同項4号、60条3項、65条1項3号及び同条5項、66条1項	狩猟免許及び狩猟者登録証の統一化	狩猟免許の種類ごとに申請を受け交付している狩猟免許と狩猟者登録証を、属人的に1つの様式でまとめることができるよう制度改正を求める。	現行制度においては、狩猟免許と狩猟者登録証は狩猟免許の種類ごとに交付を行う必要がある。また上記制度と整合性を取るため、本県では申請書を各種類別に提出をお願いしている状況にある。そのため複数の免許や登録を受けている者にとっては、それぞれ複数の狩猟免許や狩猟者登録証ごとにかかる申請はもちろんだが、交付された狩猟免許や狩猟者登録証も複数枚所持することになる。こうしたことから狩猟者の負担は大きく、1つの狩猟免許、1つの狩猟登録証にまとめることができないか要望を受けることがある。また本県の事務においても、上記の状況から各種類別ごとに申請書を受け付けし、それぞれ免許等を作成・交付していることから、事務負担を軽減の観点で、狩猟者と同様の問題意識を持っている。求める内容のとおり、属人でそれぞれ1つにまとめることができれば、本県では狩猟免許の発行枚数を約40%削減、また狩猟者登録証の発行枚数を約20%削減が期待でき、それに付随する行政事務を軽減・簡素化できると考えている。また狩猟者にとっても、免許や登録証の管理がしやすくなるだけでなく、申請の煩雑さや、仮に紛失した際の再発行手数料の負担の軽減になるなど、そのメリットはあるものと考えられる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	64	01_土地利用(農地除く)	都道府県	高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、大豊町、佐川町、梶原町	総務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法第10条の7の2、第191条の2、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について(平成23年4月22日付け23林整計第26号)、固定資産税課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について(平成24年3月26日付け23林整計第342号)	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和	固定資産税課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる情報に関する情報についても、行政機関の内部で利用できるようにする。	【現行制度】 固定資産税課税台帳記載情報の内部利用については、平成24年4月1日以降に森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる情報に限って、税務部局から提供を受けることができることとされている。 【支障事例】 森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産税課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになってしまい、当制度を適切に運用していくうえで支障になりかねない。 また、森林法第193条の規定に基づき、補助事業(森林環境保全整備事業等)で行う林道の整備にあたり、その際に必要な用地(林道用地、残土処理場等)は、森林所有者から無償で使用するための「土地使用承諾書」を提出してもらい開設している。所有者不明森林が存在した場合、固定資産税課税台帳を利用した探索を試みても上記の制限がかかるため、その探索に大きな労力を費やし、結果としてやむを得ず一部ルートを変更する事例もあるなど、森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	65	11_その他	都道府県	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	環境省	B 地方に対する規制緩和	災害等廃棄物処理事業費補助金(環境省)	海ごみに対する財政支援制度の要件緩和	豪雨等により突発的に大量発生する海ごみの回収・処理に対する財政支援に関して、対象要件を地域の実情に応じて緩和する。	豪雨等の災害時に発生するごみについては、県内の海域関連施設(海岸、港湾、漁港)の漂着ごみは、管理者となる沿岸各市町及び県が回収・処理を行っている。そのような災害時に大量に発生する海岸漂着ごみの回収・処理に係る市町等に対する国の支援としては、国土交通省・農林水産省・環境省の災害対策補助金があるが、漂着量が1,000m3以上であることなど対象要件が高く設定されていることから、補助制度が活用できない。  本県においては昨年度7月豪雨災害等により、施設別に10～数百m3の漂着物があったが、要件に届かず、補助制度が活用できなかった。  漂着ごみは発生源が漂着する施設を管理する自治体と異なることもあるが、その自治体の費用負担で処理を行っている。	—
R1	66	11_その他	都道府県	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業(農林水産省、国土交通省)	海ごみに対する財政支援制度の要件緩和	豪雨等により突発的に大量発生する海ごみの回収・処理に対する財政支援に関して、対象要件を地域の実情に応じて緩和する。	豪雨等の災害時に発生するごみについては、県内の海域関連施設(海岸、港湾、漁港)の漂着ごみは、管理者となる沿岸各市町及び県が回収・処理を行っている。そのような災害時に大量に発生する海岸漂着ごみの回収・処理に係る市町等に対する国の支援としては、国土交通省・農林水産省・環境省の災害対策補助金があるが、漂着量が1,000m3以上であることなど対象要件が高く設定されていることから、補助制度が活用できない。  本県においては昨年度7月豪雨災害等により、施設別に10～数百m3の漂着物があったが、要件に届かず、補助制度が活用できなかった。  漂着ごみは発生源が漂着する施設を管理する自治体と異なることもあるが、その自治体の費用負担で処理を行っている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (vi)児童発達支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施については、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、職員配置及び障害福祉サービス等報酬の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 5【厚生労働省】 (2)児童福祉法(昭22法164) (ii)児童発達支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施については、医療的ケア児に対する看護職員による支援を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬改定において、以下の措置を講ずる。 ・省令を改正し、医療的ケア児に医療的ケアを行う場合であって、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員の数を、人員基準上必要となる児童指導員及び保育士(以下この事項において「児童指導員等」という。)の員数に含めることを可能とする。 [措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号))] ・看護職員を配置して医療的ケア児を受け入れた場合の基本報酬を創設する(看護職員を人員基準上必要となる児童指導員等の員数に含める場合を除く。) [措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第87号)、令和3年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)]</p>	<p>児童の発達支援の質を担保する上で、児童指導員や保育士を確保することは重要であり、児童福祉事業に従事した経験が2年に満たず、児童の発達に精通していない看護職員まで児童指導員等と同じ扱いにすることは、児童の発達支援の質を担保する上で基本的に課題があると考えられるため、医療的ケア児には該当しない児童に対し、看護等を行うための看護職員を配置基準上必要となる従業員及び員数に含めるという提案内容自体の対応は困難である。 一方で、閣議決定に基づき、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬改定検討チームの議論を踏まえ、医療的ケア児に医療的ケアを行う場合、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員については、配置基準上必要な従業員として員数に含めることを可能とした。 また、基本報酬において、看護職員を配置して医療的ケア児を受け入れた場合の基本報酬を創設した。</p>	<p>【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年3月23日厚生労働省告示第87号) 【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年1月25日厚生労働省令第10号) 【厚生労働省】児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_62">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_62</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室</p>
<p>5【環境省】 (3)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) 狩猟免許(43条)及び狩猟者登録証(60条)については、複数種別の同免許及び同登録証(以下この事項において「免許等」という。)を各々1つにまとめることで生じる課題を整理しながら、免許等の統合を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 5【環境省】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (iii)狩猟免許(43条)及び狩猟者登録証(60条)については、令和3年度中に省令を改正し、複数種別の同免許及び同登録証(以下この事項において「免許等」という。)をそれぞれ統合することを可能とする。 また、免許等を発行するための捕獲情報収集システムについて、統合した免許等を発行することが可能となるよう、都道府県の意見を踏まえて、令和3年度中に改修を行う。</p>	<p>免許等の統合を可能とするための改正省令を令和4年3月31日に公布した。狩猟免許等を発行するためのシステム改修についても令和3年度に完了。</p>	<p>【環境省】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月31日付け環境省令第12号) 【環境省】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正について(令和4年3月31日付け環自野発第2203313号環境省自然環境局野生生物課長通知) 【環境省】鳥獣法施行規則の改正による狩猟免許及び狩猟者登録証の様式の変更について(令和4年3月31日付け環境省自然環境局鳥獣保護管理室事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_63">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_63</a></p>	<p>環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室</p>
<p>5【総務省(8)】【農林水産省(5)】 森林法(昭26法249)及び森林経営管理法(平30法35) 森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。</p>	<p>—</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号)により森林法(昭和26年法律第249号)が改正され(令和2年6月10日施行)、第191条の4第2項に、市町村が森林の土地の所有者を把握するための調査を行う旨が明記されるとともに、当該調査により得られた情報を林地台帳へ反映できるとされた。 本改正を受けて、地方税法上の守秘義務の対象である固定資産税情報について、市町村内部での利用が可能となった。</p>	<p>【総務省】「固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の取扱いについて」(令和2年6月15日付け総務省自治税務局固定資産課税課長通知) 【農林水産省】「林地台帳制度の運用について」(平成29年3月29日付け林野庁長官通知) 【農林水産省】「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用について」(平成23年4月22日付け林野庁長官通知) 【農林水産省】「林地台帳制度の運用上の留意事項について」(平成29年3月29日付け林野庁森林整備部計画課長通知) 【農林水産省】「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について」(平成24年3月26日付け林野庁森林整備部計画課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_64">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_64</a></p>	<p>総務省自治税務局固定資産税課 林野庁森林整備部計画課</p>
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	67	02_農業・農地	都道府県	青森県、青森市、八戸市、黒石市、つがる市、平川市、平内町、鯉ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鱒町、田舎館村、板柳町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、東通村、五戸町、階上町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業人材強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)	農業次世代人材投資事業(経営開始型)における新規就農者に対する就業状況確認及び訪問に係る運用の弾力化	農業次世代人材投資事業(経営開始型)では、経営開始直後の新規就農者に対して、「経営・技術」、「営農資金」、「農地」に関する課題を相談対応するサポートチームを交付対象者ごとに選任し、就業状況確認や訪問指導については、それぞれ年2回ずつ直接訪問により実施するよう指導されている。これを、地域の実情に応じ効率的かつ効果的なサポートを実施するため、交付対象者の状況に応じて、抱き合わせで実施することで訪問回数を減らす、電話等で対応するなど、弾力的な運用ができるようにしてほしい。	本事業は交付対象者が多く(平成30実績576人)、審査やデータベースの管理、補助金事務等のほか、対象者ごとに就業状況確認を年2回行う必要がある。また、平成29年度から新たにサポートチームを整備し、平成29年度以降に採択した交付対象者(平成30年実績161人)に対して、チームが中心となって就業状況確認を行うほか訪問指導を年2回行う必要がある。メンバーは市町村・県・JA等で構成するため、膨大な業務量が生じている。さらに、メンバーは担当者制で代理業務ができないため、市町村では日程調整等にも時間を要している。例えば、県内で最も交付対象者の多い市では、平成30年度の就業状況確認対象者が116人、訪問指導交付対象者が37人のため、1回の直接訪問に1～2か月を要し、年4回で最大8か月分の業務量となる。平成31年度からは、サポートチーム等を構成員とする評価会を設置し、交付2年目終了後に中間評価を実施し、結果がBの者にチームで重点指導を行うこととなり、更に業務量の増加が見込まれる。一方、交付対象者にとっても、農作業が忙しい時期に農作業を一時中断して対応する負担や、複数人対応によって萎縮して気軽に質問がしにくくなる等の支障が生じているケースもある。この点、年4回の直接訪問の一部をまとめて実施してよいか国に確認したところ、別々に行うよう指導があった。また、積雪により現地確認ができない冬期間は文書でのやり取りで対応してよいか国に確認したところ、面談で実施するよう指導があったところ。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	68	04_雇用・労働	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	職業能力開発促進法、職業能力開発促進法施行規則委託訓練実施要領	都道府県等が実施する委託訓練(長期高度人材育成コース)において、「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすること」を、大学又は短大の課程にも認めること。これにより、合格発表日までを含めた訓練期間が2年を超える国家資格等の取得に係る長期高度人材育成コースを、専門学校等だけでなく大学等においても受講可能とすること。	都道府県等が実施する委託訓練(長期高度人材育成コース)において、専門学校又は専門職大学院の課程のみに認められている「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすること」を、大学又は短大の課程にも認めること。これにより、合格発表日までを含めた訓練期間が2年を超える国家資格等の取得に係る長期高度人材育成コースを、専門学校等だけでなく大学等においても受講可能とすること。	【制度概要】 長期高度人材育成コースは、1年以上2年以下の訓練期間であって、「資格の取得」がその修了要件とされている。そのため、原則として、入学から国家資格等の合格発表までの期間が2年を超えざるを得ない場合(例:自動車整備士等)は、委託訓練の対象外となる。しかしながら、委託訓練実施要領第4章第7(1)において、専門学校又は専門職大学院の課程については、「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすること」が例外として認められており、自動車整備士等の資格取得に係る委託訓練を実施することが可能である。他方、大学又は短大においては、修了要件の設定に係る例外が認められておらず、専門学校等と同等のカリキュラムによる訓練を行う場合であっても、自動車整備士等の資格取得に係る委託訓練を実施することができない。結果として、本県の一部地域のように、専門学校等がないエリアにおいては、受講者が選択可能な国家資格等が限られている。県としては、委託訓練実施要領の目的にも掲げられている「多様な職業訓練の受講機会」を確保したいと考えているが、上記が支障となり、阻害されている状況である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	69	03_医療・福祉	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、香川県、高知県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	労働者派遣法第4条、労働者派遣法施行令第2条	へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和	医師不足のため認められている、へき地等における労働者派遣法の適用除外を、不足している看護職員等医療従事者にも認め、週1、2回のスポット的な医療従事者の派遣が可能となるよう労働者派遣法の規制を緩和する。	へき地の病院においては、医師だけでなく、深刻な看護職員をはじめとする医療従事者の不足に悩まされており、救急患者の受入れを一部中止する病院もあるなど、地域医療提供体制の変更を迫られている。具体的には、ある町立病院では、365日24時間救急患者の受入れを行っていたが、昨年度末に、複数の看護職員が退職予定となり、看護職員の補充確保の目途が立たず、4月から、平日の日勤帯以外の救急受入れを全面中止せざるを得ない状況となった。町の積極的な採用活動に加え、県や関係団体等が看護師確保を支援し、日曜日の日勤帯の看護師の確保ができたことから、4月から、日曜日の日勤帯での救急受入れが可能となった。病床については、一部休床し対応している。さらに6月から、看護師の勤務体制の変更等により、土曜日の日勤帯と平日週3日は21時までの救急受入れが可能となったところであるが、週4日の夜間の救急受入れは中止のままとなっている。本県では、地域の公的医療機関が一体となった医療提供体制「海部・那賀モデル」を構築し、地域全体で医療従事者をフォローする体制づくりに取り組んでいるが、「労働者派遣法」上、医師を除く医療従事者の派遣が認められていないため、看護師をはじめ薬剤師や検査技師など必要不可欠な専門職員が不足するへき地医療機関への十分な支援ができない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	70	01_土地利用(農地除く)	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土調査法第2条地籍調査作業規程準則第23条、第30条地籍調査作業規程準則運用基準第15条の2	地籍調査における筆界確認の調査手法の見直し	地籍調査における筆界確認について、遠隔地に居住する土地所有者の現地立会の負担軽減のため、筆界案の郵送や電子的媒体を利用した確認手法の多様化や、所有者不明の土地に関し、隣接土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入を図る。	山村部において、土地所有者の「高齢化」・「不在村化」などにより、筆界確認に時間を要している。時間を要すだけでなく、最終的に確認が得られない結果、筆界未定として処理せざるを得ないケースもある。(例①登記簿に氏名の記載のみで、所在地不明により本人確定ができず、個人情報保護の観点から戸籍調査等でも対応できず、筆界未定となるケース。例②山間部の土地で、所有者が都市部在住の高齢者のため現地立会を拒否され、土地周辺に委任できる親戚・知人もないことから、筆界未定となるケース。)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	71	03_医療・福祉	都道府県	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)	放課後児童支援員に係る「都道府県等認定資格研修ガイドライン」に定められた放課後児童支援員認定資格研修修了証(携帯用)の交付の見直し	放課後児童支援員に係る「都道府県等認定資格研修ガイドライン」に定められた様式第2号-②の削除	保育士証や教員免許状には携帯用形式がないにもかかわらず、放課後児童支援員に修了証の携帯を求めるのは不自然である。また、なにより、様式第2号-①(賞状形式)と合わせて2種類の修了証を交付しなければならぬことが、都道府県等の業務を増大させている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【農林水産省】 (13) 農業人材力強化総合支援事業 (ii) 農業人材力強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業(経営開始型)に係る就農状況の現地確認及びサポートチームの訪問については、現状のサポート体制に関する実態調査を行った上で、適切な指導等が確保されることを前提に、現地確認及び訪問の回数や方法の見直しを含め、効率的かつ効果的なサポート体制の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 5【農林水産省】 (19) 農業人材力強化総合支援事業 農業人材力強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業で求められている就農状況の現地確認等については、資金の交付を受けた者の状況に応じた効果的な方法で就農状況を確認することを可能とする。同時に、サポートチームの訪問活動を必須のものとし、しないこととする。 [措置済み(令和3年3月30日付け農林水産事務次官依命通知)]</p>	<p>令和3年3月30日付けで「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」(平24農林水産事務次官)を改正し、年2回市町村により現地確認が必要とされていた就農状況の確認について交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施することを可能とする。同時に、年2回実施していたサポートチームの訪問活動を不要とした。</p>	<p>【農林水産省】農業人材力強化総合支援事業実施要綱(令和3年3月30日付け農林水産事務次官依命通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_67">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_67</a></p>	<p>農林水産省経営局就農・女性課</p>
<p>5【厚生労働省】 (25) 職業能力開発促進法(昭44法64) 委託訓練(15条の7第3項)のうち、長期高度人材育成コースについては、訓練期間内に資格試験は実施されているが合格発表は行われないものであっても、求職者が国家資格等の取得により安定した就職に結びつくものは、合格発表を含めて訓練期間内に行われるようにするための調整に要する一定期間に限り、令和3年度から訓練を設定可能とし、令和元年度中に地方公共団体に周知する。</p>	<p>—</p>	<p>訓練期間内に資格試験は実施されているが合格発表は行われないものであっても、求職者が国家資格等の取得により安定した就職に結びつくものは、一定期間に限り、訓練を設定可能とすること、具体的には、国交省で自動車整備士資格の見直しが進められており、新たな養成課程においては合格発表日も含めて2年間の間に収まるスケジュールに変更となるよう調整中であり、当該調整のため令和3年度に限っては訓練を設定可能とする予定としていること、の周知をした。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室</p>
<p>5【厚生労働省】 (28) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、関係団体から意見を聴きつつ、へき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討する。その上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえ、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 5【厚生労働省】 (44) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、政令を改正し、へき地の医療機関への派遣を可能とする。 [措置済み(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第40号))]</p>	<p>「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令」を令和3年2月25日に公布、令和3年4月1日より施行し、へき地の医療機関への看護師等の派遣を可能とした。</p>	<p>【厚生労働省】労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令(新旧対照表)(令和3年政令第40号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_69">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_69</a></p>	<p>厚生労働省医政局医事課、看護課、医薬・生活衛生局総務課、職業安定局需給調整事業課</p>
<p>5【国土交通省】 (8) 国土調査法(昭26法180) (ii) 地籍調査における筆界の確認(地籍調査作業規程準則(昭32総理府令71)30条)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、筆界案の郵送等を含めた土地所有者等の筆界確認手法の多様化や、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるような調査手続の見直し等を行う方向で検討し、令和2年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt; 5【国土交通省】 (5) 国土調査法(昭26法180) (i) 地籍調査における筆界の確認(地籍調査作業規程準則(昭32総理府令71)30条)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、筆界案の郵送等を含めた土地所有者等の筆界確認手法の多様化や、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるような調査手続の見直し等を行う。</p>	<p>「土地基本法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第12号)により、国土調査法等を改正し、地籍調査の円滑化・迅速化のための調査手続の見直し等を行った。 また、地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第62号)を令和2年6月30日付けで公布・施行し、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるよう、筆界案の作成及び公告による調査手続を導入する等、改正を行った。</p>	<p>【国土交通省】「地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令の施行に当たっての留意事項について」(令和2年7月1日付け国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_70">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_70</a></p>	<p>国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	72	11_その他	中核市	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	総務省	B 地方に対する規制緩和	「個人番号カードの運用上の留意事項」及び「デジタルPMOの過去の問い合わせ20180629 案件ID11054」	マイナンバーカードの追記欄の余白がなくなった場合のシール添付対応の実施	マイナンバーカードの追記欄に余白がなくなった場合に、追記欄へのシール添付対応を認める。	・マイナンバーカードの追記欄に余白がなくなった場合、最新内容の表面記載のカードが必要な場合は、現行では再交付手続きが必要だが、交付までに約1ヶ月以上の期間がかかり、即時対応ができない。 ・再交付手続きを行わなければ、表面記載が旧内容のままであるため、現行カードでは本人確認書類として認められない。 ・転入者の場合、表面記載のみならず、継続した利用の手続きもできないことから、継続利用を行わず、カード機能が廃止となってしまう所持者も多い。 ・再交付手続きは、再度の写真の準備が必要であり、再交付までの期間が長い等の理由により、写真の用意が不要で、比較的短時間の手続きで自宅での受取りが可能な通知カードに切り替える所持者もいる。 ・再交付途中で、旧情報のままのカード所持者は、マイナンバーカードを利用したサービスが受けられない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	73	11_その他	中核市	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領	マイナンバーカードに関する統一された事務処理マニュアルの作成及び一元管理	通知カード及びマイナンバーカードに関する統一された事務処理マニュアルを作成し、一元管理する。	・通知カード及びマイナンバーカードに関する事務については、これまで事務処理要領などの各種通知や、質疑応答集の追加の中で補足的に示されているが、事務処理(例:市区町村が窓口で受付する手続き「券面記載事項変更」に関する必要手順など)についての、個別具体的な内容について一体的に示されたものがなく、対応に苦慮している。 ・事務に係る各種通知・質疑応答集について、総務省、内閣府、また地方公共団体情報システム機構等が、随時専用サイトを更新すること等で示しており、市区町村はそれぞれの確認が必要な状況となっている。 ・マイナンバー制度関連事務は、全国的に統一して行うべきものであると考えるが、事務処理内容の改正等について、各市区町村で確認し、蓄積している状況。市区町村において事務を円滑に行うため、統一的な事務処理マニュアルを作成し、各通知等の格納場所を一本化することとしてほしい。	—
R1	74	11_その他	中核市	松山市、八幡浜市、西条市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(厚生省社会局長通知 昭和29年5月8日 社発第382号)、「生活保護事務におけるマイナンバー導入に関する留意事項について」(厚生労働省社会・援護局保護課長通知平成27年9月16日 社援保発0916第1号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二	番号法での情報連携対象に外国人生活保護情報を追加	生活保護法において外国人生活保護を法定化し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する生活保護関係情報に、外国人生活保護情報(「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」)を含めることを求める。	・国の通知により生活保護事務での外国人のマイナンバーの取扱いは、マイナンバーの利用範囲の対象外とされ、マイナンバーが紐付かないようにシステム改修でアクセス制御するか、独自利用条例で外国人のマイナンバー利用を規定する必要がある。独自利用条例を策定した場合は、生活保護法又は番号法が改正される度に、当該条例を改正する必要がある。 ・外国人と日本人が婚姻している世帯の場合は、生活保護では世帯単位で保護を行うため、世帯単位で支給する生活保護費の情報や、世帯の保護決定情報が外国人の情報も含むことから、情報連携ができず支障が生じている。 ・外国人と日本人が混在する世帯のみ法定化した場合は、日本人が死亡すると外国人のみの世帯となり、日本人が死亡してから情報連携の制御を行うまでの間は、違法に情報連携した状態が発生する。 ・日本人と外国人が混在する世帯の場合、日本人の生活保護関係情報は情報連携の対象となるが、外国人の生活保護関係情報は情報連携の対象外であるため、実務に支障が生じる。	—
R1	75	01_土地利用(農地除く)	一般市	舞鶴市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項第2号	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条第1項第2号の規定する区域区分の設定を行う権限を都道府県から市町村へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 ①主体的なまちづくりと市民への説明責任 区域区分の設定に関するまちづくりについて、意見を持った市民がいるとしても、区域区分の決定は京都府が行うため、市としてはそうした意見に限定的な回答しかできない場合もある。 ②時間短縮による事務の簡素化と効率化 京都府に決定権限があるため、公聴会を経て市民意見を取り入れた原案を府の都市計画審議会に付議する前に、府の関係所管との事前協議や調整に多くの時間が必要とされる。 ③地形的特性 舞鶴市の様に、一市一都計であり、隣接市町村と市街化区域が接していない場合、広域的な見地から区域区分の決定は必要ないと考える。 【現在の舞鶴市における区域区分見直しの取組】 平成29年6月に、区域区分の見直し基準を策定した上で、市街化区域から市街化調整区域への編入を検討すべき候補地を公表し、同年7月から編入の要望を受け付け、地域と協議を進めている。	—
R1	76	03_医療・福祉	一般市	苫小牧市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、同法施行規則	障害児通所給付決定における通所要否の判断基準等に係る一定の判断の基準等の周知	障害児通所給付決定における通所要否の判断基準、支給量設定の基準について、一定の判断の基準や認定の事例等の周知を求める。	障害児通所支援事業所の利用決定については、申請に基づき市町村が通所の要否を判断し実施している。保護者や本人との面談や障害児支援利用計画案、必要に応じて実施する専門家からの意見聴取等に基づいて、通所の要否を決定することとされているが、発達障害等多様な児童への対応が明確でなく、判断に迷う場面が多々ある。支給量の設定についても基準が不明瞭であることで適切な支給量設定に苦慮している。 また、近年の「預かり」ニーズの高まりを受け、本来の「療育」としての利用が主な目的ではない利用希望への対応が増えており、利用者や事業者の意識と制度とのギャップを感じている。そのほか、利用者数の増加によって、事務処理負担が増加し個別対応がますます難しくなっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	77	08_消防・防災・安全	一般市	苫小牧市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害に係る住家の被害認定基準運用指針	災害に係る住家の被害認定基準運用指針における混構造住家の判定方法の明確化	災害に係る住家の被害認定基準運用指針における混構造住家の判定方法の明確化を求める。	地震による住家の被害認定について、災害に係る住家の被害認定基準運用指針で判定方法が定められており、住家の構造については、「木造」と「非木造」(鉄骨造又は鉄筋コンクリート造)の2種類が定義されている。しかし、1階が鉄筋コンクリート造、2階が木造などの「混構造」については定義されていない。平成30年北海道胆振東部地震において苫小牧市が行った住家被害認定調査では、「混構造」の住家が6件あったが、判定の出し方が不明瞭であることから対応に苦慮したところである。「混構造」の判定方法を確立するため北海道庁にヒアリングを行い、課内協議を経て判定方法を決定したことから、通常の住家より5日程度多く日数を要した。「混構造」の住家は判定方法が明確化されていないため、市町村ごとで判定方法が異なることが予想される。これにより、半壊か半壊に至らないか等の判断が市町村に委ねられ、判定にバラつきが出るのが想定できる。公平かつ迅速に罹災証明書を発行するため、「混構造」の住家における判定方法を明確化することが必要である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【総務省】</p> <p>(16) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>(ii) 個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付申請(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平26総務省令85)29条1項)については、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議)において検討することとされている券面表記の見直し等の状況を踏まえ、追記欄の拡大を含めた申請者及び市町村(特別区を含む。)の負担軽減を図るための方策について検討し、令和4年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>5【内閣府】</p> <p>(8) 災害対策基本法(昭36法223)</p> <p>木造と非木造の混構造の場合における住家の被害の状況の調査(90条の2)については、原則として、建物の主たる構造に基づいて調査・判定することを、「主たる構造」の考え方も含め、令和元年度中に地方公共団体に通知するとともに、災害に係る住家の被害認定に関する内閣府ホームページに掲載する。また、住家の被害認定調査業務に関する説明会等において周知する。</p>	-	<p>木造と非木造の混構造の場合における住家の被害の状況の調査について、原則として、建物の主たる構造に基づいて調査・判定することを、「主たる構造」の考え方も含め、地方公共団体に通知し、住家の被害認定調査業務に関する説明会において周知した。</p>	<p>【内閣府】災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和2年3月内閣府(防災担当))</p> <p>【内閣府】災害に係る住家の被害認定及び罹災証明書の交付について(令和2年6月)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosvu/2019/rifu-tsuchi.html#r1.77">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosvu/2019/rifu-tsuchi.html#r1.77</a></p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	78	03_医療・福祉	一般市	米子市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	厚生労働省通知(障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について(平成30年4月1日))	放課後等デイサービス基本報酬算定指標と障害児の通所給付決定時の調査項目の統一	障害児の通所給付決定時の調査項目(5領域11項目の調査)のうち、「⑤行動障害及び精神症状」の設問について、放課後等デイサービス基本報酬算定指標と同一の内容とした上で、放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標として用いること。	平成30年度の報酬改定により、放課後等デイサービスの基本報酬については、厚生労働省が示す指標に基づいて、基本報酬を算定することになった。この指標は、放課後等デイサービス利用児童の状態(障害の程度)に基づくものであるため、放課後等デイサービスの利用希望があった場合には、指標に基づいた調査を行っている。 一方、従来より、障害児通所事業所の利用を希望する児童には、市町村が当該障害児の心身の状態を調査することとなり、当該調査項目も厚生労働省により定められている。 上記2点の調査は、同様の項目も多く、二度手間となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html</a>
R1	79	03_医療・福祉	一般市	米子市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける従業員及び員数の基準の見直し	児童発達支援及び放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる場合以外)事業所における、従業者の人員基準について、看護職員を従業者の基準に含め、医療的ケアが必要な障害児の受け入れ体制を整える。	当市における児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所においては、重症心身障害児ではないものの、医療的ケアが必要な障害児の利用相談が増えている(当市にある医学部付属病院は本県のみでなく、地域の高度医療の中心となっていることも要因)。このような事業所においては、サービスを維持する上で看護師の配置が効果的であるものの、基準で定められている配置すべき職員(児童指導員、保育士等)の員数に含めることができないため、たとえ看護師を配置したとしても、別途児童指導員等を配置する必要がある。しかしながら、児童指導員等の確保は人材不足のため困難であり、事業所の安定的な運営に支障が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html</a>
R1	80	03_医療・福祉	一般市	米子市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法、児童福祉法、子ども・子育て支援交付金交付要綱	一時預かり事業における補助区分の細分化	一時預かり事業について補助区分を細分化する等より受入実態に即した制度とすること。	一時預かり事業一般型は、利用児童数に応じて補助基準額が適用されるが、その利用児童数の区分や補助基準額の区分の幅が大きく、地方の実情に合っていない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka-vosan.html</a>
R1	81	08_消防・防災・安全	施行時特例市	茅ヶ崎市	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第232条の5	普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払いを追加	地方自治法第232条の5に限定列举されている普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払いを追加すること、迅速かつ円滑な災害応急対策活動の実施につなげたい。	過去の大規模災害発生時に、庁舎が被災し、財務システムが使用不可となり、通常の会計処理が不可能となった。また、地域も被災し、行政活動に必要なガソリン等の購入について納入可能業者から緊急的に現金での購入の必要に迫られた。しかし、購入するための現金が無い状況であり、資金前渡をしようにも金融機関も被災しているため、災害応急対策活動に支障が生じていた。 南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、これらの地震による被害が想定されている当市にあっても具体的な災害応急対策を検討する上で、同様の事例への対応が検討の支障となっている。 なお、常時資金前渡のような方法では、いつ、どこで発生するか分からない災害に備えて職員が公金を常時携帯しておくことはできず、またインフラの寸断等により連絡が十分に取れない中で公金を配分することも、現実的でない。 【具体的な支障事例】 ・平成25年台風18号豪雨災害の対応において、床下浸水等の被害による衛生面を考慮した消毒薬の手配に苦慮した。 ・東日本大震災に係る災害対応において、津波に伴う公用車流出によるタクシー使用料や高速道路通行料、パンク修理等の手配に苦慮した。 【制度改正の検討経緯】 総務省にて、平成26年3月に「地方公共団体の財政制度の見直しに関する中間的な論点整理」がまとめられ、その中では、立替払による支出について、対象経費、限度額、要件等について検討する必要があるとされていた。しかし、平成27年12月に報告された「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」では、立替払についての項目については記載がない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html</a>
R1	82	03_医療・福祉	指定都市	千葉市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第49条、第49の2、第49条の3等	生活保護法による医療機関の指定更新に係る手続きの簡素化	生活保護法(以下「法」という。)による医療機関(以下「指定医療機関」という。)の指定更新手続きにおいて、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)の指定更新があったときは、その保険医療機関等は指定医療機関としての指定更新があったものとみなす措置。	医療機関の指定は、平成25年の「生活保護法の一部を改正する法律」により、健康保険法による保険医療機関等と同様、6年間の更新制となり、従来の指定申請の手続きに加え、6年毎に指定更新手続きを要することとなった。 一方、法第49条の2第2項第1号において、「当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保健医療機関等でないときは、指定をしてはならないと規定し、また、法第52条第1項において、「指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。」と規定している。さらに、生活保護受給者の中には、健康保険に加入している者もあり、健康保険加入者は、健康保険と生活保護法による医療扶助を併用している。このことから、指定医療機関における診療が生活保護特有の規定ではないことは明らかである。 しかしながら、現行法上は、一部を除く指定更新の手続きは、指定医療機関からの申請により行われるものであるため、自治体及び指定医療機関の双方に事務負担が生じている状況がある。 【参考(千葉市)】 ・平成30年度の指定等件数:243件(内訳)指定:48件、更新:195件 ・令和元年5月末日時点の市内保険医療機関の指定率:90.1%(内訳)市内保険医療機関数1,718 うち指定医療機関数1,549	—
R1	83	11_その他	都道府県	三重県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱	老朽管更新事業及び水道管緊急改善事業の採択基準の変更	老朽管更新事業及び水道管路緊急改善事業の採択基準である平均水道料金は、直近に行われた水道統計を基にしているため、例年11月頃に見直しされているが、前年度に行われた水道統計を基とするよう運用を見直し、予算編成時期前である8月等できるだけ早い時期に公表すること。	A市においては、平成25年度から老朽管更新事業を実施している。 平成30年11月に次年度の採択基準(平均水道料金)が見直しされ、A市は採択基準を満たせず、平成31年度は老朽管更新事業を実施することができなくなり、次年度の事業予定を急ぎ見直す必要に迫られた。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (ii)障害児通所給付決定時の調査(21条の5の6第2項)と放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、障害児通所給付決定時の調査の一部項目に係る聴き取り結果を放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査に利用可能であることを地方公共団体に令和元年度中に通知する。	—	障害児通所給付費等の支給決定時の調査の一部項目に係る聴き取り結果を放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査に活用可能であることを地方公共団体に周知した。	【厚生労働省】障害児通所給付決定に係る調査項目(5領域11項目)と放課後等デイサービス報酬区分を決定するための児童の状態の判断指標の取扱いについて(令和2年2月17日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_78">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_78</a>	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (vi)児童発達支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施については、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、職員配置及び障害福祉サービス等報酬の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (2)児童福祉法(昭22法164) (ii)児童発達支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施については、医療的ケア児に対する看護職員による支援を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬改定において、以下の措置を講ずる。 ・省令を改正し、医療的ケア児に医療的ケアを行う場合であって、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員の数を、人員基準上必要となる児童指導員及び保育士(以下この事項において「児童指導員等」という。)の員数に含めることを可能とする。 [措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号))] ・看護職員を配置して医療的ケア児を受け入れた場合の基本報酬を創設する(看護職員を人員基準上必要となる児童指導員等の員数に含める場合を除く。)。 [措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第87号)、令和3年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部部長通知)]	児童の発達支援の質を担保する上で、児童指導員や保育士を確保することは重要であり、児童福祉事業に従事した経験が2年に満たず、児童の発達に精通していない看護職員まで児童指導員等と同じ扱いにすることは、児童の発達支援の質を担保する上で基本的に課題があると考えられるため、医療的ケア児には該当しない児童に対し、看護等を行うための看護職員を配置基準上必要となる従業員及び員数に含めるという提案内容自体の対応は困難である。 一方で、閣議決定に基づき、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬改定検討チームの議論を踏まえ、医療的ケア児に医療的ケアを行う場合、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員については、配置基準上必要な従業員として員数に含めることを可能とした。 また、基本報酬において、看護職員を配置して医療的ケア児を受け入れた場合の基本報酬を創設した。	【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年3月23日厚生労働省告示第87号) 【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年1月25日厚生労働省令第10号) 【厚生労働省】児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部部長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_79">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_79</a>	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(2)】【総務省(1)】 地方自治法(昭22法67) 普通地方公共団体の支出の方法(232条の5第2項)については、災害時のやむを得ない場合に、地方公共団体の職員が、必要な経費を簡易な手続で迅速に支出できる運用方法を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	—	「非常災害時における資金前渡の取扱いについて」(令和2年3月31日付け総行第84号各都道府県総務部長・各都道府県議会事務局長・各指定都市総務局長・各指定都市議会事務局長あて総務省自治行政局行政課長通知)を发出した。	「非常災害時における資金前渡の取扱いについて」(令和2年3月31日付け総務省自治行政局行政課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_81">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_81</a>	総務省自治行政局行政課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	84	11_その他	都道府県	石川県	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政不服審査法第85条 「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について」(平成28年1月29日付総管第6号通知)	行政不服審査裁決・答申検索データベースの改善について	「行政不服審査裁決・答申検索データベース」について、PDFファイルの記載内容についても検索の対象とする	【現行制度】 不服申立をしようとする者の予見可能性を高めるために、不服申立につき裁決等をする権限を有する行政庁は、裁決等の内容を公表する努力義務があり(行政不服審査法)、総務省は、地方公共団体に対して、総務省が構築した「行政不服審査裁決・答申検索データベース」を活用した公表を促している(総務省通知)。  【支障事例】 データベースの検索方法は、「処分根拠法令」や「裁決等の内容」に関するキーワードを入力するもので、「裁決等の内容」の検索対象は文字入力された概要のみで、裁決書本体(PDFファイル)は検索対象外となっているため、事例の絞り込みが困難となっている。 具体的には、不服申立てがなされた際の審理員としての意見書作成にあたって、データベースを活用し、過去の同様の行政処分に対する審査請求に係る裁決事例を参考にしているが、データベースのキーワード検索の対象は、「裁決情報詳細」の「裁決内容」欄に記載されている場合のみであり、「裁決内容」欄に記載されていない場合は、「処分根拠法令」欄等により検索することになるが、該当数が多くなることから、求める事例にたどり着くまで添付ファイルを一つ一つ開く必要があり、時間を要する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	85	11_その他	都道府県	宮城県、三重県、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項、第2項 ・行旅病人及行旅死亡人取扱法	墓地、埋葬等に関する法律(墓理法)において準用する行旅病人及行旅死亡人取扱法(行旅法)における調査権限の制定	市町村が支出した費用の充当に必要となる事項(遺留金銭や相続人調査)に係る調査権限を創設すること。	【問題の所在】 墓理法第9条第1項では、火葬を行う者がいないときは、死亡地の市町村長が行う旨規定されており、この場合は、同条第2項により行旅法の規定を準用して、その費用を充当することとされている。 行旅法では費用の充当に関しては規定があるものの、死亡人についてどの程度遺留金銭があるか等の調査権限が規定されておらず、そもそも充当すべき金銭等について、法の担保を受けた調査ができない。 具体的には、調査権限の規定がないために、死亡人の住居等に立ち入って遺留金銭等があるか調査することが困難な状況にある。また、行旅法の規定に基づき、相続人に対して未充分の費用弁償を求める際、埋葬儀を行った市町村内で相続人調査を完結させることができれば何も問題はないが、「相続人が自市町村外に転出等している場合」や「(被相続人又は相続人の)本籍が自市町村以外にあり、戸籍謄本を他市町村へ取り寄せる必要がある場合」は、その権限が法定されていないと、それ以上調査が進まないということになる(相続人に限らず扶養義務者に関しても同一)。 よって、費用の充当の可否について判断が困難になり、前述埋火葬費用について市町村が負担せざるを得ないことがある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	86	11_その他	都道府県	宮城県	金融庁、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項、第2項 ・行旅病人及行旅死亡人取扱法	埋火葬費用に充当するため、市町村担当者による死亡人の銀行預金払戻しに関する権限の明文化	行旅病人及行旅死亡人取扱法(行旅法)において、市町村が繰り替えた埋火葬費用について死亡人の遺留金銭を充当できると定めてあることから、銀行貯金や有価証券等について、相続財産管理人を選任せずに充当が可能であることを明確にすること。	【問題の所在】 墓地、埋葬等に関する法律第9条に該当する死亡人の遺留金銭として銀行貯金がある場合、行旅法の規定に基づき遺留金銭、有価証券を当該埋火葬費用に充当することとなるが、一般の銀行の場合、死亡人の相続財産管理人でなければ払い戻しができない。しかし、相続財産管理人の選任については1件、数十万円から数百万円と多額の費用がかかる。このため、貯金の額と比較して相続財産管理人の選任費用が多額である場合は相続財産管理人の選任を行えないことから、当該埋火葬費用を回収できず不納欠損をしている市町村が存在する。 なお、ゆうちょ銀行においては、市町村担当者が死亡人の預金を払い戻すことを可能としている。	—
R1	87	11_その他	都道府県	宮城県、三重県、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項、第2項 ・行旅病人及行旅死亡人取扱法第11条	DV等特殊事情がある場合における費用弁償先としての適用除外	行旅病人及行旅死亡人取扱法(行旅法)において、費用弁償先として含まれている扶養義務者について、家庭内暴力等特殊事情がある場合はその適用を除外する旨の規定を創設すること。	【問題の所在】 行旅法の規定では、場合によっては扶養義務者にまで費用弁償を求める旨規定されているが、扶養義務者がDVの被害者だった等の特殊な事情がある場合だと、必ずしも費用弁償の請求先としてその者を含むことが妥当とは言えない場合がある。 一方で、行旅法では費用弁償の請求先が順を付けて規定されており、上記のような事例においても請求をしないと、次の請求先に対して費用弁償を求めることができない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	88	03_医療・福祉	都道府県	宮城県、三重県、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)附則第3条	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)における、「管理者に係る経過措置」の改正	経過措置の期限を「平成33年3月31日まで」から「令和6年3月31日まで」に延長する。	平成30年4月の介護保険制度改正に基づき、平成30年4月1日から居宅介護支援事業所における管理者の要件が「介護支援専門員」から「主任介護支援専門員」に変更され、当該要件に関する経過措置として平成33年3月31日までは介護支援専門員を管理者とすることができる旨規定された。 一方で、主任介護支援専門員になるためには「主任介護支援専門員研修」を終了する必要があるが、当該研修を受講するための要件の一つに「介護支援専門員として従事した期間が通算して5年以上の者」と定められており、令和2年度末までにこれらに該当しない管理者の事業所が廃業に追い込まれる可能性がある。(当県の確認では現時点で全674事業所のうち65事業所で主任介護支援専門員が確保できない恐れがある。)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	89	02_農業・農地	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	平成21年改正前の農地法(旧農地法)第78条	都道府県が管理する国有地に関する通行認可	都道府県が旧農地法第78条の規定により管理する国有農地等のうち、道路状になっている筆について、住民の通行を法的に可能とする制度の創設。	旧農地法に基づき県が管理する国有農地については、一般住民による自由な立ち入りは認められないが、地元住民が公共の用に供されている公衆用道路であると誤認して通行している例が散見されている。 現在の制度上、一般住民が自由に通行できるようにするためには、使用者に対する転用貸付を行うか、市町村等へ譲与する必要があるが、住民が応じるケースはほとんどなく、譲与についても市町村において、受け入れるための条件を満たしていないといった理由で譲与を断られるケースが多い。また、国有農地等の処分にあたっては、財務省へ引き継いだ後、売り払い等の手続きを行うという制度となっているが、財務省においても、引き受け後の処分先の目処がつかない財産については引継ぎを受けてくれないというのが実情となっており、処分も進まない状況となっている。 よって、一般住民の通行については「不法占用」扱いとなってしまうため、それを防止するために進入禁止柵の設置等を行わなければならないが、地元住民の生活に支障が出てしまうことが予想されるため、非常に対応に苦慮している。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p><b>5【総務省】</b> (17)行政不服審査法(平26法68) 行政不服審査裁決・答申検索データベースについては、事例の検索を容易にするため、地方公共団体等の事務負担に配慮しつつ、「裁決内容」欄の記載内容を充実する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、同データベースの検索機能の向上などの運用の改善については、地方公共団体等の利用実態や支障等を踏まえ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令4&gt; 行政不服審査裁決・答申検索データベースの検索機能の向上などの運用の改善については、地方公共団体における運用実態及び支障等の把握に努めるとともに、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」における最終報告等を踏まえ、所要の機能改修を行い、その旨を地方公共団体に通知する。</p>	<p>令和3年5月28日から同年12月21日までの間、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」を開催し、論点として取り上げ、検討を行い、令和4年1月に最終報告が取りまとめられた。 最終報告等を踏まえ、フリーワード検索の対象範囲にPDFファイル中のテキストの追加や表示項目の見直し等の機能改修を行い、令和4年4月1日に「行政不服審査裁決・答申データベースの令和3年度末機能改修について」(令和4年4月1日付け事務連絡)により周知を行った。</p>	<p><b>【総務省】</b>行政不服審査裁決・答申データベースへの裁決内容の入力等について(協力依頼)(令和2年3月26日付け総務省行政管理局行政手続室事務連絡)</p> <p><b>【総務省】</b>「行政不服審査裁決・答申データベースの令和3年度末機能改修について」(令和4年4月1日付け総務省行政管理局調査法制課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_84">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_84</a></p>	<p>総務省行政管理局調査法制課</p>
<p><b>5【厚生労働省】</b> (1)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48)市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体における事務の実態等を調査した上で、地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt; <b>5【厚生労働省】</b> (2)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) (ii)市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体が円滑に執行することができるよう、相続人調査等のための留意事項等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	<p>市町村長が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務について、地方公共団体が円滑に執行することができるよう、相続人調査等のための留意事項等について整理した手引を作成し、令和3年3月31日付け事務連絡において、地方公共団体に対して周知した。</p>	<p><b>【厚生労働省】</b>身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引について(令和3年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課・社会・援護局保護課連名事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_85">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_85</a></p>	<p>厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課・社会・援護局保護課</p>
—	—	—	—	—	—
<p><b>5【厚生労働省】</b> (1)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48)市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体における事務の実態等を調査した上で、地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt; <b>5【厚生労働省】</b> (2)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) (ii)市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体が円滑に執行することができるよう、相続人調査等のための留意事項等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	<p>市町村長が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務について、地方公共団体が円滑に執行することができるよう、相続人調査等のための留意事項等について整理した手引を作成し、令和3年3月31日付け事務連絡において、地方公共団体に対して周知した。</p>	<p><b>【厚生労働省】</b>身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引について(令和3年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課・社会・援護局保護課連名事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_87">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_87</a></p>	<p>厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課・社会・援護局保護課</p>
<p><b>5【厚生労働省】</b> (30)介護保険法(平9法123) (i)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt; <b>5【厚生労働省】</b> (30)介護保険法(平9法123) (ii)指定居宅介護支援事業所における管理者要件については、省令を改正し、一定の条件を満たす場合に、当該要件に係る経過措置の期間を令和9年3月31日まで延長するとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることを可能とする。 [措置済み(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第113号))]</p>	<p>事業所の管理者を主任ケアマネとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予すること及びやむを得ない理由がある場合には、居宅介護支援事業所の管理者を主任ケアマネとしない取扱いを可能とすることを内容とする省令改正について、令和2年6月5日に公布した。</p>	<p><b>【厚生労働省】</b>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年6月5日厚生労働省令第113号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_88">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_88</a></p>	<p>厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課</p>
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	90	02_農業・農地	都道府県	宮城県	財務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	旧農地法第74条の2、第80条第1項、農地法関係事務に係る処理基準について別紙2第5(2)(平成12年6月1日12構改B第404号)、農地法関係事務処理要領の制定について4-(3)ア	旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地についての用途廃止時の運用の見直し	旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地について、用途を廃止したときは、原則、無償で国に返還することとなっているが、処分までの手続きに長期間を要するため、手続きの簡素化を求める。また、国に返還せずに、都道府県知事の承認を受けて用途廃止する場合、一律に代替道路等の整備が条件とされているが、地域の実情に応じて、代替道路を整備せずとも返還不要とできるよう運用等の見直しを求める。	【現状】 旧農地法第74条の2の規定により「国から市町村等に譲与された土地について、地元住民から市町村あてに払い下げの要望があった場合等、当該土地を処分するに当たっては、譲与条件に基づき国へ返還する、または、国へ返還せず都道府県知事の承認を受けて、用途廃止する必要がある。 【支障事例】 国(農林水産省)へ返還し、払い下げるには、農林水産大臣による不要地認定及び財務省への引継ぎが必要となり、財務省から処分の手続きを行うこととなる。財務省への引継ぎに当たっては、実測・境界杭の復元・境界確定が求められており、引継ぎまでに最低でも2～3年の期間を要している。 また、国への返還不要の場合についても、国の事務処理要領において、譲与を受けた者による代替道路の整備等が条件として規定されているが、代替道路整備にも最低でも2～3年程度掛かる。 当該土地は元々農業用道路等、農業用に供すべきものとして譲与されたものではあるが、現実には、譲与対象地周辺地域ではもはや営農が行われていない・山林原野化しており、今後は開墾の予定もないといった地域も散見されているところ、迅速な処分が困難となっていることにより、地域における土地利用の促進に支障が生じている。また、公共事業用地に当該譲与対象地が含まれてしまう場合も上記の手続き等を経る必要があるため、事業が遅れる原因になることが予想される。 以上を踏まえ、返還時の処分までの手続きの簡素化、及び、代替道路を整備せず、かつ国へ返還しないで手続きを進められるよう運用の見直しを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	91	02_農業・農地	都道府県	宮城県	財務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	旧農地法第78条第1項、第2項・第80条第1項 旧農地法施行令第15条、第16条第1項	旧農地法第80条第1項の規定により不要地認定を受けた国有農地等の管理にかかる運用の見直し	旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣が不要地認定を行った国有農地等について、国において当該土地を管理するよう運用の見直しを求める。	旧農地法第78条の規定により都道府県が管理する国有農地等のうち、農業上の利用に供しないものとして旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣より不要地認定がされた筆については、国有財産法第8条により原則農林水産省から財務省へ引き継ぐこととされているが、引継後の処分先の目処がつかないものについては、財務省に引継ぎを断られている。現状では財務省に引継ぎされない筆については、継続して県が管理しなければならなくなっている。都道府県が管理する根拠である旧農地法第78条第2項による法定受託は「自作農の創設又はその経営の目的に供するため」(同法同条第1項)に行われているところ、不要地認定された土地はこの目的に沿うものではないため、上記状況は適当なものとはいえない。なお、平成31年3月末時点で県が管理している国有農地は58筆。そのうち不要地認定済みが9筆あるが、なかには、平成23年8月に不要地認定されたものの引継・処分がされないままとなっているものもある。現在、管理内容としては見回りなどの現地確認、隣接地権者等への境界確定の依頼への対応、草刈り、不法占有に対する対応、毎年度の台帳価格改定作業といった事務処理等を継続して行う必要があるが、人員不足の状況において、県の事務と直接関係のないこれらの事務を他の業務と併せて実施していくのはかなりの負担となっているため、見直しをいただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	92	05_教育・文化	都道府県	愛知県	財務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	登録免許税法4条2項、同別表3・12の項3欄1号、登録免許税法施行規則4条1号、昭和54年4月5日国税庁資産税課長回答	宗教法人の境内地及び境内建物の登録免許税非課税要件の明確化	登録免許税を非課税とすべき境内地、境内建物についての詳細な基準や、具体的な事例集を作成するなど、非課税とすべき範囲を明確にする。	宗教法人が専ら自己又はその被包括宗教法人の宗教の用に供する境内地、境内建物については、所有権取得登記に伴う登録免許税は非課税とされており、「専ら…宗教の用に供する」か否かについては、宗教法人からの申請を受けて、都道府県知事が証明することとなっている。しかし、従来は別の用途に充てられていた土地を宗教法人が新たに買い増す場合に、どの程度の利用形態を予定していれば足りるかなど、非課税要件を満たすか否かの判断は困難な場合が多い。このことについて国税庁からは詳細な判断基準や事例集などは示されておらず、都道府県は手探りで判断せざるを得ない状況にある。このため、国税であるところの登録免許税の課税について、都道府県によって判断が分かれかねない他、効率的に事務を進める事が困難である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	93	05_教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法施行令第12条、13条、17条、診療放射線技師法施行令第8条、9条、13条、臨床検査技師等に関する法律施行令第11条、12条、16条、理学療法士及び作業療法士法施行令第10条、11条、15条、視能訓練士法施行令第11条、12条、16条、歯科衛生士法施行令第3条、4条、8条の2、歯科技工士法施行令第10条、11条、16条、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第2条、3条、7条、柔道整復師法施行令第3条、4条、8条	文部科学大臣が指定する看護師学校等の指定申請書及び変更承認申請書等の都道府県經由事務の廃止	看護学部等の大学の学部の新規指定申請や変更承認申請等について、他の大学の学部と同様に、都道府県經由の義務付けを廃止し、国に直接申請することとする。	大学の学部の新規指定申請や変更承認申請等については、各大学が直接、文部科学省に申請しているが、看護学部等の場合は、都道府県を経由して申請することとなっている。看護学部等の場合も、実質的な審査やそれに基づく認可等は文部科学省が行っており、当該学部等のみ都道府県を経由する必要性はない。また、申請者にとっては、都道府県を経由することにより、認可等までの手続きに時間がかかっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	94	11_その他	都道府県	愛知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域女性活躍推進交付金交付要綱第3、第17	「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業に対する交付方法の見直し	「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業については、希望調査や交付申請等のとりまとめはこれまで通り都道府県が行うとしても、県の予算計上を要することなく、国から市町村へ直接交付金の支払いをできるようにすること。	「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業に対する交付金については、都道府県から交付することとされている。そのため、市町村の交付金活用希望を把握した上で、当初予算へ計上している。しかしながら、予算要求時点での市町村事業に係る交付金額を正確に把握することは難しく、また、年度途中で国から交付金の追加募集等があった場合、県においては補正予算等での対応となり、議会開催時期の制約から、迅速に対応することができない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【農林水産省】 (1)国有財産法(昭23法73)及び農地法(昭27法229) (ii)市町村等が国から譲与を受けた道路等(農地法等の一部を改正する法律1条による改正前の農地法74条の2第1項)について、公共的性格があると認められる道路等の設置は、農業用以外であっても、農業者も利用できるものである場合は、代替道路等の設置に該当し、国への返還を要せずに用途廃止が可能であることを地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年11月29日付け農林水産省経営局長通知)]	—	市町村等が国から譲与を受けた道路等については、農業用以外の代替道路を設置する場合であっても、国への返還を要せずに用途廃止可能であることを周知した。	【農林水産省】「農地法関係事務処理要領の制定について」の一部改正について(令和元年11月29日付け元経営第1835号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_90">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_90</a>	農林水産省経営局農地政策課
5【財務省(1)】【農林水産省(1)(i)】 国有財産法(昭23法73)及び農地法(昭27法229) 都道府県が一部の管理事務を行う国有農地(農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則8条1項)については、農林水産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めるとき(同法1条による改正前の農地法80条1項)は、財務大臣への引継ぎ(国有財産法8条)が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講じ、財務局、地方農政局及び都道府県に通知する。 ・引継ぎに当たって、処分先の目処がついているか否かにかかわらず財産の引継ぎを受けること及び境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などの都道府県が行う事務を明確化する。 ・地方農政局は、引継ぎの対象となる財産について、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などの状況を確認した後、速やかに財務局と調整を開始する。その調整に当たっては、地方農政局が主体的に行うことを原則とする。 ・農林水産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めるときから、地方農政局における都道府県からの引継調書の受理までの期間(都道府県が行う事務に要する期間を除く。)について、都道府県の意見を踏まえつつ、標準処理期間を設定する。 ・地方農政局における都道府県からの引継調書の受理から、財務局における地方農政局への引受けの受領書の送付までの期間について、標準処理期間を設定する。 ・その他引継ぎを円滑に進めるために必要な措置を講ずる。 [措置済み(令和元年11月29日付け財務省理財局国有財産調整課長、国有財産業務課長通知、令和元年11月29日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)]	—	都道府県が管理する国有農地については、不要地認定後、財務大臣への引継ぎが迅速かつ円滑に行われるよう、処分先の目処にかかわらず財産の引継ぎを受けることや都道府県が行う事務を明確化するなど、必要な措置を講じ、通知した。	【財務省】「国有農地等」の引継ぎについて(令和元年11月29日付け財務省理財局国有財産調整課長・国有財産業務課長事務連絡) 【農林水産省】国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて(令和元年11月29日付け元経営第1833号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_91">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_91</a>	財務省理財局国有財産調整課、国有財産業務課  農林水産省経営局農地政策課
5【財務省(2)】【文部科学省(6)】 宗教法人法(昭26法126)及び登録免許税法(昭42法35) 宗教法人が受ける登記の非課税(登録免許税法4条2項)に係る都道府県の証明事務については、登録免許税法及び宗教法人法の解釈に疑義が生じた場合には、文化庁を窓口として相談に応じる。	—	令和元年12月23日閣議決定により、宗教法人が受ける登記の非課税(登録免許税法4条2項)に係る都道府県の証明事務については、登録免許税法及び宗教法人法の解釈に疑義が生じた場合には、文化庁を窓口として相談に応じることとした。	—	—	国税庁課税部資産課税課  文部科学省文化庁宗務課
5【文部科学省(4)】【厚生労働省(9)】 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭22法217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、柔道整復師法(昭45法19)及び視能訓練士法(昭46法64) 文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県經由事務の廃止については、都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【文部科学省(4)】【厚生労働省(11)】 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭22法217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、柔道整復師法(昭45法19)及び視能訓練士法(昭46法64) 文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県經由事務については、令和2年度中を目途に政令を改正し、廃止する。	診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第39号)により関係政令を改正し、都道府県經由事務を廃止することとした。 ※なお、都道府県に対しては、学校等による指定概況を文部科学省からメール等により周知する。	【厚生労働省】診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第39号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_93">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_93</a>	厚生労働省医政局医事課  文部科学省高等教育局医学教育課
5【内閣府】 (13)地域女性活躍推進交付金 地域女性活躍推進交付金の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行う事業については、当該交付金交付要綱を改正し、都道府県の予算計上を要することなく国から市町村に当該交付金を直接交付することを令和2年度に実施する同事業から可能とする。	—	令和2年3月27日に交付要綱等を改正し、同日に委任に伴う関係事務手続を完了した。	【内閣府】地域女性活躍推進交付金交付要綱(令和2年3月27日付け内閣府事務次官通知) 【内閣府】地域女性活躍推進交付金実施要領(令和2年3月27日付け男女共同参画局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_94">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_94</a>	内閣府男女共同参画局

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	95	06.環境・衛生	都道府県	愛知県	経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	工業用水法第25条第2項、大気汚染防止法第26条第3項、水質汚濁防止法第22条第4項、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第13条第2項、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条第3項、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第41条第5項、ダイオキシン類対策特別措置法第27条第5項、第34条第3項、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第92条第2項、土壌汚染対策法第14条第4項、土壌汚染対策法第54条第7項、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第30条第5項、温泉法第28条第2項、第35条第2項、自然公園法第17条第2項、第35条第3項、第37条第3項、第62条第4項、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第75条第5項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第3項、浄化槽法第53条第3項、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第2項、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第25条第2項、使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第3項 【参考】環境衛生監視員証を定める省令(昭和52年厚生省令第1号)	環境省等所管法令における立入検査に係る身分証明書の統合	個々の環境省等所管法令に基づき行う立入検査に係る身分証明書について、厚生労働省の定める環境衛生監視員証を参考に、1枚あるいは可能な限り少ない枚数の様式へ統合する。	環境省等が所管する法令に基づき、地方自治体職員が立入検査を行う際の身分証明書については個々の法令で定められている。このため、地方自治体においては一人の職員が複数法令に基づく立入業務を行うことが殆どであるにもかかわらず、職員一人について約20種類もの身分証明書を作成しなければならず、特に職員の異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。また、立入先の事業所においても複数法令による規制を受けることが多いため、職員に適正な立入権限があることを確認するには、一つ一つの立入証を示す必要があり、迅速な立入検査の妨げとなってしまう。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	96	06.環境・衛生	都道府県	愛知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	クリーニング業法施行規則第3条	クリーニング師試験の受験願書に添える写真の大きさの見直し	クリーニング師試験の受験願書に添えることとされている写真の大きさについて、「手札形」とするクリーニング業法施行規則の規定を見直し、運転免許用等の大きさと提出できるようにする。	クリーニング業法施行規則において、クリーニング師試験の受験願書に添える写真については、「手札形」(約11×8センチ)とするよう規定されている。手札形は一般に流通する写真規格より大きいために証明写真機等でも対応していないことがあり、受験者は写真館で特注するなど、写真の準備に負担を要しているほか、受験者からはなぜこれほど大きいサイズの指定なのか、という声が出ている。受験願書に添える写真は本人確認に用いるものだが、運転免許(3.0×2.4センチ)や建築士試験(4.5×3.5センチ)と比較すれば、手札形は過大であり、あえて手札形を用意しなければならない趣旨を受験者に説明するのが難しい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	97	01.土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	不動産の鑑定評価に関する法律第17条、第18条、第19条、第20条	不動産鑑定士の新規登録等に係る都道府県を経由する義務付けの廃止	不動産鑑定士の新規登録、変更登録、死亡等の届出、登録の消除(以下、「不動産鑑定士の新規登録等」という。)について、不動産の鑑定評価に関する法律第17条から第20条において「その住所を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされているが、この不動産鑑定士の新規登録等に係る都道府県を経由する義務付けの廃止。	不動産鑑定士の新規登録等については、不動産の鑑定評価に関する法律第17条から第20条に基づき申請者の住所を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされており、都道府県では、申請書及び届出書の受付、国への提出事務を行っている。都道府県で受理する申請書・届出書については、記入漏れ等の形式チェックを行い、必要に応じて本人に修正等を指示している。国土交通省へ確認して修正する場合や本人から速やかな回答がない場合には、後日郵送で修正のやり取りをすることとなり、申請者・届出者にとって二度手間となっている。当該業務は法定受託事務ではあるが、実際に行っているのは簡単な形式チェックのみであり、都道府県の判断を要するものではないにもかかわらず、都道府県における事務処理に時間を要している。(受付状況:年間40件前後で、郵送が8割、持込が2割。受付から地方整備局へ提出までに約1週間を要している。)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>
R1	98	03.医療・福祉	その他	沖縄県介護保険広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令	居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長	居宅介護支援事業所の管理者要件について、離島や過疎地域については管理者要件の経過措置期間を6年以上(令和6年3月31日)延長してもらいたい。	沖縄県は、本土から遠隔にあり、東西約1,000キロメートル、南北400キロメートルに及ぶ広大な海域に散在する160の島々から成り立つ地域特性を有している。このような地域特性により介護保険事業においては、小規模な離島地域や過疎地域では介護・福祉人材の確保が厳しく、利用者への介護サービスの提供が十分にできていない状況にある。沖縄県介護保険広域連合は29市町村で構成しているが、組織内に離島地域10町村、過疎地域4町村を含んでおり、これらの離島・過疎地域の介護サービスの利用の困難な地域における介護サービスの提供確保について市町村と連携して必要な介護サービスの確保に努めているところである。平成30年4月の介護保険制度改正により、居宅介護支援事業所の管理者要件が主任介護支援専門員に変更になったことについて、当広域連合内にある居宅介護支援事業所にその対策や影響を確認するためにアンケート調査を行った結果、管理者が経過措置期間である平成33年(令和3年)3月31日までに実務経験年数を満たせないことや、介護支援専門員が1人のみの事業所のために研修を受講できる体制をとることが困難であることで、廃業せざるを得ない状況になりかねないことが判明した。これらの既存事業所が廃業すると離島・過疎地域においては参入する事業所も容易でないことから利用者に多大な影響が懸念される。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【経済産業省(1)】【国土交通省(3)】【環境省(1)】 温泉法(昭23法125)、自然公園法(昭32法161)、大気汚染防止法(昭43法97)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)、水質汚濁防止法(昭45法138)、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭45法139)、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107)、浄化槽法(昭58法43)、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平4法70)、ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105)、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)、土壌汚染対策法(平14法53)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平17法51) 各法令で定められている立入検査に係る身分を示す証明書については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、各法令の趣旨・目的に鑑み、様式の規格の統一化等について課題等を整理しながら検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>5【経済産業省】【国土交通省】【環境省】 (1)温泉法(昭23法125)、自然公園法(昭32法161)、大気汚染防止法(昭43法97)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)、水質汚濁防止法(昭45法138)、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭45法139)、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107)、浄化槽法(昭58法43)、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平4法70)、ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105)、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)、土壌汚染対策法(平14法53)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平17法51)【R1FU-95】 各法令で定められている立入検査等に係る身分を示す証明書(以下この事項において「証明書」という。)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、省令を定め、複数の法令に基づく証明書の統合を可能とするとともに、条例に基づく証明書についても、条例等において特段の制約が定められていない限り、各法令に基づく証明書との統合を可能とする。 [措置済み(環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年環境省令第2号)等)]</p>	<p>「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年環境省令第2号)等を制定し、環境省所管又は他省庁と共管の28本の法律に基づく45種類の身分証明書全ての統合及び地方公共団体が条例で独自に定める証明書の統合を可能とした。</p>	<p>【環境省】環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について(令和3年3月16日付け環境省大臣官房総務課長、総合政策課企画評価・政策プロモーション室長連名通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu-tsuchi.html#r1_95">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu-tsuchi.html#r1_95</a></p>	<p>環境省大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室</p>
<p>5【厚生労働省】 (17)クリーニング業法(昭25法207) クリーニング師試験の受験願書に添付する写真(施行規則3条2号)については、省令を改正し、写真の大きさを本人確認が可能でかつ簡易に撮影ができるサイズに変更する。 [措置済み(クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第75号))]</p>	<p>—</p>	<p>クリーニング師試験の受験願書に添付する写真については、サイズを「手札形」から「縦4.5cm×横3.5cm」に変更した。</p>	<p>【厚生労働省】クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令の施行について(令和元年11月27日付け生食発1127第1号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu-tsuchi.html#r1_96">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu-tsuchi.html#r1_96</a></p>	<p>厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課</p>
<p>5【国土交通省】 (17)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の新規登録、変更登録、死亡等の届出及び登録の消除に係る都道府県經由事務については、廃止する。</p>	<p>—</p>	<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(令和2年法律第41号)」が令和2年6月10日に公布され、不動産鑑定士等の登録申請等に係る都道府県經由事務が廃止された(令和2年9月10日より施行)。</p>	<p>【国土交通省】国土交通大臣に対する不動産鑑定士の登録申請等に係る都道府県經由事務の廃止について(通知)(令和2年8月18日付け国土交通省不動産・建設経済局地価調査課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu-tsuchi.html#r1_97">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu-tsuchi.html#r1_97</a></p>	<p>国土交通省不動産・建設経済局地価調査課</p>
<p>5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (i)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt; 5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (ii)指定居宅介護支援事業所における管理者要件については、省令を改正し、一定の条件を満たす場合に、当該要件に係る経過措置の期間を令和9年3月31日まで延長するとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることを可能とする。 [措置済み(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第113号))]</p>	<p>事業所の管理者を主任ケアマネとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予すること及びやむを得ない理由がある場合には、居宅介護支援事業所の管理者を主任ケアマネとしない取扱いを可能とすることを内容とする省令改正について、令和2年6月5日に公布した。</p>	<p>【厚生労働省】指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年6月5日厚生労働省令第113号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu-tsuchi.html#r1_98">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu-tsuchi.html#r1_98</a></p>	<p>厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課</p>